

大都市制度調査特別委員会調査報告書

令和3年3月16日

市議会議長 浦上雅彦様

大都市制度調査特別委員会
委員長 山田正幸

本委員会に付託された事件について調査の結果を下記のとおり、岡山市議会会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 調査事件

- (1) 大都市制度に関する調査
- (2) 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

2 調査の結果（意見）

別紙のとおり

3 経過または概況

別紙のとおり

大都市制度調査特別委員会調査状況

1 構成

委員長	山田正幸
副委員長	中原淑子
委員	宮武博
〃	東毅
〃	羽場頼三郎
〃	福吉智徳
〃	三木亮治
〃	松本好厚
〃	太田栄司

2 調査概要

○令和元年5月17日（第1回）

令和元年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

○令和元年5月29日（第2回）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 大都市制度調査特別委員会の調査方針及びテーマについて2 地域の実情に応じた大都市制度のあり方に関する調査<ol style="list-style-type: none">(1) 令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について |
|---|

会議の内容

1 大都市制度調査特別委員会の調査方針及びテーマについて

概要

委員会の調査方針及びテーマについて以下のとおり決定した。

- 1 大都市制度に関する調査
 - (1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
 - (2) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について
 - (3) 大都市税財政制度の充実強化について
 - 2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査
 - (1) 区別計画の進行管理，評価方法，各地域が抱える課題について
 - (2) 中心市街地の魅力向上とにぎわい創出の取り組みについて
-
- 2 地域の実情に応じた大都市制度のあり方に関する調査
 - (1) 令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

冒頭に、委員長から、本特別委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体へ伝え、可能な限り反映させるようにしてもらいたい旨の要望があった。

白本は昭和47年から翌年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の連名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取りまとめに入る段階で、政党及び政府に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月中旬に提案内容が決定され、7月上旬から中旬を目途に各政党及び関係省庁に要請活動を行う。その後、下記の①から⑮の提案事項について、税制課長、財政課長、政策企画課大都市・広域行政担当課長、こども企画総務課長、道路港湾管理課長、教育給与課長、国保年金課長、学校施設課長、医療助成課長、こども福祉課長、介護保険課長、下水道河川局次長、発達障害者支援センター所長、生活保護・自立支援課長から、資料により説明があった。

- ①「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」
- ②「大都市税源の拡充強化」
- ③「国庫補助負担金の改革」
- ④「地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」
- ⑤「多様な大都市制度の早期実現」
- ⑥「子ども・子育て支援新制度を始めとする子ども・子育て支援の充実」
- ⑦「インフラ施設の長寿命化対策」
- ⑧「学校における働き方改革の推進」
- ⑨「医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立」
- ⑩「義務教育施設等の整備促進」
- ⑪「子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策」
- ⑫「介護保険制度の見直しと財政措置の拡充」
- ⑬「下水道施設の改築への国費支援の継続及び国土強靱化のための財源の確保」
- ⑭「福祉・保健・医療人材確保の施策の充実」
- ⑮「生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置」

【主な質問等】

委員

政令市としては、県、市の税源配分、所得税の税源配分を変えてほしいわけだが、国はそれを変えることなく、国があくまでも関与するというところで理解したらいいか。

税制課長

国税も含めた地方の税制については、国の定めるルールによって規制されており、国の縛りの中の県、市のバランスの中で、市のほうに配分割合を増やしてほしいということをして市長会として要望している。

委員

国民健康保険の都道府県単位化の実施で一定の効果が期待できると言われているが、どういう効果が期待できるのか。

国保年金課長

小規模な保険者における被保険者数の減少の問題や、高額な医療に伴うリスクを県下で分散する。また、保険給付費の増加や、保険料が収納不足となったときは県に財政安

定化基金が設置されているということで、国保事業全体の安定化や効率化には寄与しているものと考えている。

○令和元年8月7日（第3回）

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

会議の内容

1 地域の実情に応じた大都市制度のあり方に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、指定都市の市長・議長の要望をまとめているものである。

下記の令和2年度要望（案）について、税制課長、財政課長から説明があった。

- ・重点要望事項（税制関係）
 - 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
 - 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
 - 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- ・重点要望事項（財政関係）
 - 1 国庫補助負担金の改革
 - 2 国直轄事業負担金の廃止
 - 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- ・要望事項（税制関係）
 - 1 消費・流通課税の充実
 - 2 所得課税の充実（個人住民税）
 - 3 所得課税の充実（法人住民税）
 - 4 固定資産税の安定的確保
 - 5 定額課税の見直し
 - 6 税負担軽減措置等の整理合理化
- ・要望事項（財政関係）
 - 1 国庫補助負担金の超過負担の解消
 - 2 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

○令和元年10月24日（第4回）

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

会議の内容

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出

する単独要望項目について

概要

委員長から、本市の個別要望事項の作成方法について説明があった。

平成30年度までと同様、市長から国への要望事項として提出されている「政策提言・要望事項」の中から数項目を選んで個別要望としたいと考えており、「令和2年度 政策提言・要望事項」の中から事前に正副委員長が、市政懇談会で局長等が説明した以下の9項目を抽出した。

- ①商店街共同施設（アーケード等）及び商店街区店舗の老朽化に対する財政的支援について
- ②円滑な事業承継と創業支援の促進について
- ③市街地再開発事業の促進について
- ④公共交通の機能強化について
- ⑤路線バスの維持について
- ⑥子ども・子育て支援に係る財政措置の継続について
- ⑦教育・保育にかかる公定価格加算の拡充について
- ⑧県・市施行の河川・海岸・港湾の改修及び砂防関係事業の推進について
- ⑨国直轄管理河川改修の推進について

これらの項目について、産業振興・雇用推進課長、市街地整備課都市再開発担当課長、交通政策課長、こども園推進課長、保育・幼児教育課長、下水道河川計画課河川防災担当課長から資料により説明があった。

このうち「⑤路線バスの維持について」は、路線バスの維持に必要な効果的で実行力のある制度の構築を要望するもので、具体的には、路線バスについて利用者の減少、運転手不足による廃止、減便などで衰退し続けている実態があり、今後人口減少が進行する中、衰退の範囲はますます大きくなることが予想され、交通手段が確保できなくなるおそれがあることから、地域の実情を踏まえ、路線バスなどの地域公共交通網の維持再生を図る必要がある。こうしたことから、市民の移動の足を確保するため、路線の維持と適切な新設に必要な新たな制度を設けることや、支援措置の拡充をお願いしたいと考えている、とのことであった。

協議の結果、これらを単独要望項目として各政党に要望することとした。

○令和元年11月19日～11月21日（行政視察）

■視察日程

- | | | | |
|---|---------------|----------|------|
| 1 | 令和元年11月19日（火） | 午後1時30分～ | 浜松市 |
| 2 | 令和元年11月20日（水） | 午後1時～ | 横浜市 |
| 3 | 令和元年11月21日（木） | 午前10時～ | 宇都宮市 |

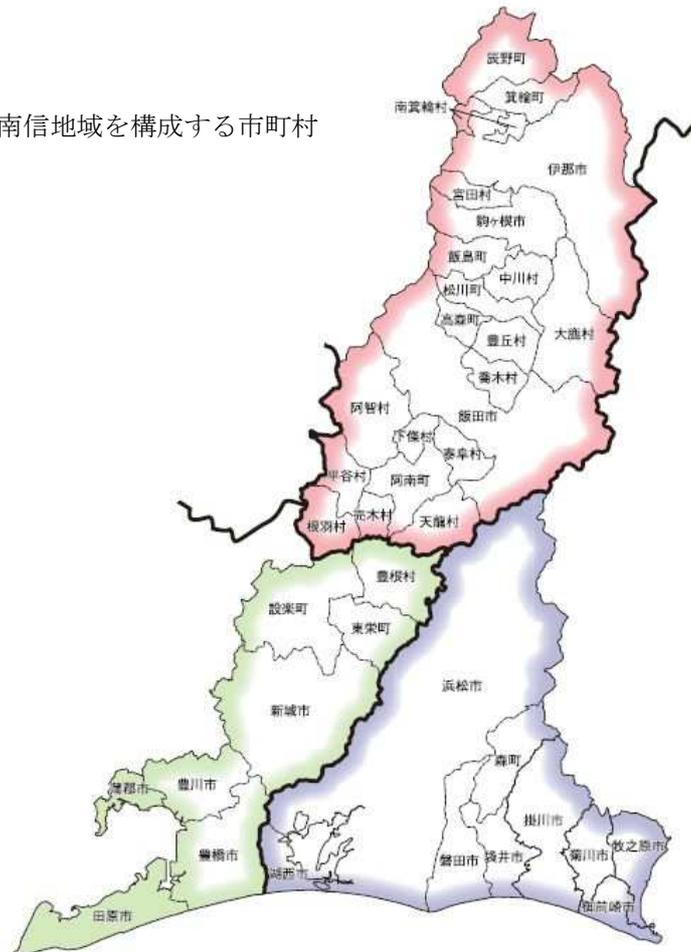
■調査項目

- 1 浜松市
 - ・三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）について
- 2 横浜市
 - ・都市計画マスタープランと区プラン・地区プランについて
- 3 宇都宮市
 - ・中心市街地活性化基本計画について

■視察報告

- 1 浜松市（静岡県） 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）について（三遠南信地域連携ビジョン推進会議 原川事務局長，三遠南信地域連携ビジョン推進会議 須藤事務局次長から説明）

■三遠南信地域を構成する市町村



（三遠南信地域連携ビジョン推進会議HPより引用）

（1）三遠南信地域とは

「三遠南信地域」とは、愛知県東部の東三河地域を「三」、静岡県西部の遠州地域を「遠」、長野県南部の南信州地域を「南信」とした、3県の県境にまたがる地域をいう。

この地域を1つの県と捉えて全国の都道府県と比較すると、人口は約247万人であり、京都府と同規模の全国で14位に相当し、総面積は約7,588km²であり、熊本県と同規模の全国で15位に相当する。また、農業産出額は3,263億円と全国で7位相当、製造品出荷額等は13兆4,768円で全国6番目になる。このことから、県に匹敵するような地域を構成していることがわかる。圏域としては東三河地域で8、遠州地域で9、南信州地域で22の全部で39の市町村がある。

歴史的には、この地域には古くから天竜川、豊川といった大きな河川の流域があり、河川を利用した水運があったことから南北のエリアでの交流の礎があった。また沿岸部での塩を内陸に運び、内陸部の物産を沿岸部に運ぶルート（塩の道）での交流が盛んであった。

(2) 三遠南信地域連携ビジョン推進会議

ア 概要

「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（通称「SENA」）」とは、三遠南信地域において県境を越えて連携する会議組織である。

経緯としては、昭和27年の「天竜・東三河特定地域総合開発計画」にまでさかのぼることとなるが、昭和62年の第四次全国総合開発計画（いわゆる四全総）の中で「三遠南信自動車道」が高規格幹線道路として位置づけられたことが大きな転機である。高規格道路ができることによって、人とモノが大きく動くという期待感が高まり、平成6年に国、長野県、愛知県、静岡県、59の市町村、中部経済連合会、商工会議所により地域を発展させていくにはどうしたらいいかということで、「三遠南信地域整備連絡会議」を設立していたことがきっかけである。

平成20年に「三遠南信地域連携ビジョン」を策定し、このビジョンを推進する組織として組織されたものが「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）」である。国土交通省が策定している「新たな中部圏広域地方計画」の中で「広域連携の先進をいく三遠南信地域連携」と紹介されている。

イ 目的

SENAの目的は、三遠南信地域連携ビジョンのテーマである「三遠南信250万流域都市圏の創造」のため、東三河地域、遠州地域及び南信州地域の県境を越えた地域連携を推進し一体的な圏域の発展を目指すものである。

ウ 事業

SENAの事業は、①三遠南信サミットの開催、②連携ビジョンに定めた重点プロジェクトの推進、③重点プロジェクトの推進状況の評価、④道州制に関する国等への働きかけ、⑤NPO法人、企業等が取り組む三遠南信地域の連携に資する活動に対する支援、⑥三遠南信地域の一体的な圏域を確立するための組織の検討、⑦その他SENAの目的達成に必要な事業、とされている。

エ 構成員

SENAは、浜松市を含む39の市町村と3県（愛知県、静岡県、長野県）、圏域にある53の商工会議所、商工会により構成されている。

また、それ以外にオブザーバー（三遠南信住民ネットワーク協議会）とアドバイザー（愛知大学、東三河地域研究センター）を置き、それぞれの意見を伺いながら地域連携を進めている。

オ 組織体制

組織としては、全構成員による総会（役員として、会長が浜松市長、副会長が豊橋・飯田市長、浜松・豊橋・飯田商工会議所会頭）、委員会、幹事会のほか、専門員会、事業部会が置かれている。

また、事務局は現在、浜松市企画調整部企画課に置かれているが、浜松市、飯田市、豊橋市の3市の職員3人が、専属で事務局を構成している。

カ 三遠南信地域連携ビジョン

【第2次ビジョンの策定】平成20年に策定した第1次ビジョンは、計画期間を概ね10年としており、その期間の満了を迎えるに当たって、平成29年～30年にかけて策定したのが現在の第2次ビジョンである。2019年度以降の三遠南信地域の発展の方向性を明確に示すとともに、持続可能な地域づくりの指針として、平成31年のSENA総会で議決し、同年4月から始動している。

計画期間は2030年度を目途とする12年間としている。

テーマは、「三遠南信流域都市圏の創生～日本の県境連携先進モデル～」ということで、いわゆる河川の流域だけでなく、人とモノの流れ等、広く「流域」という言葉を重要なキーワードとしている。地域連携の方針は、「道」、「技」、「風土」、「住」、「人」という

5つの柱を立てている。基本的には第1次のビジョンを引き継ぐ形となっているが、5つめの「人」については、「人」中心の社会の形成が、これからの時代（人口減少、人生100年時代、Society 5.0の社会等）にはキーワードになるということから新たに加わったものである。

地域連携の方針のうち、特に重点的に推進するプロジェクトは、7つのプロジェクトで構成されており、地域を構成する様々な主体が取り組むための指針となっている。

基本方針、推進方針、重点プロジェクトが縦横のマトリックスで構成されることが特徴である。目指すべき地域像としては、新たに国土形成計画の中で提唱された東京・大阪間がリニア中央新幹線によって結ばれた一つの巨大都市圏、スーパー・メガリージョンの中で既存の大都市圏や世界と結ばれる広域連携都市圏を形成されることを既存のビジョンに加えている。

(3) 主な事業

ア 三遠南信サミット

【概要】SENAが取り組んでいる一番大きな事業が三遠南信サミットであり、SENAの構成員のみならず、大学や地域住民、地域の団体等が一堂に会し、三遠南信地域の取り組みを共有したり、今後の方向性について意見交換・議論をしたり、情報発信をしたりする会議である。年に1回、三遠南信地域の3地域で持ち回り（開催市は浜松市、豊橋市、飯田市）により開催している。

【歴史】平成6年に第1回サミット&シンポジウムを開催し、令和元年10月までで27回開催している。これまでのサミットで特筆すべきものとしては、平成18年の第14回サミットがあげられる。毎回、サミット終了時に「サミット宣言」を行い、情報共有を図っているが、第14回サミット宣言において、「将来道州制が導入された場合は、三遠南信地域において同じ道州を目指すこと」を決議したものである。

その後、道州制の議論は若干下火になっているが、この宣言の高まりを受けて、翌平成19年に三遠南信地域連携ビジョンを合意し、平成20年の三遠南信地域連携ビジョンの策定、そしてSENAの発足へとつながっていったというものである。

【第27回三遠南信サミット2019in南信州】

日時：令和元年10月30日（水）13：00～20：30

場所：飯田市鼎文化センター・飯田市鼎体育館・シルクホテル

テーマ：新たなビジョンの始動～将来に向けて今すべきこと～

主催：SENA 共催：三遠南信地域経済開発協議会

後援：農林水産省・経済産業省・国土交通省

第2次ビジョンが始動して初めてのサミット。全体会のパネルディスカッションでは、会場が長野県飯田市ということもあって2027年に開通が予定されているリニア中央新幹線の長野県駅設置、そしてリニア中央新幹線の開業に伴って将来的にできる巨大経済圏に三遠南信地域がどう関わっていくべきか、その効果を最大限エリアに波及させるにはどうすれば良いか、というところを問題提起して行われた。連携検討会では、「住（防災）を主題とした連携検討会」と題し、地域連携の基本方針5分野（道、技、住、人、風土）で議論を行った。報告会では、検討結果の報告とともに、サミット宣言が行われた。また、地域物産展示・試飲、観光PRコーナーや地域住民セッションも開催された。

イ 地域資源情報の発信

国土交通省の受託事業として「広域地方計画先導事業」の中で、知名度や認知度の向上を図るために三遠南信ガイドブックを発行したり、小売業者、卸売業者、宿泊業者、飲食業者などが簡便に各種地域資源を閲覧し、新たな連携の契機となるよう三遠南信地域資源情報データベースの構築・改善を行ったりしている。

ウ 三遠南信特産品GUIDE

もともとは、認知度の向上のため三遠南信アンテナショップを設置する予定であったが、社会実験を何度か行ったものの、費用対効果の面から断念し、代わりに特産品紹介サイトとしてSENAのホームページ上に開設したサイトである。

ウェブショッピングではなく、それぞれの事業者が応募した地域産品（特に隠れた産品）の情報を発信し、販売サイトや購入手続方法を紹介している。

エ 三遠南信地域社会雇用創造事業

内閣府の「地域社会雇用創造事業」に応募し、採択された事業。事業期間は平成22年3月から平成24年3月までで、事業費は7億円である。

事業内容としては、「社会起業インキュベーション事業」（諸機関と連携し、起業を支援する事業）と「社会的企業人材創出・インターンシップ事業」（NPO法人等と連携し、学生、シニア等を対象としたインターンシップ事業による就職支援）が挙げられる。

実績としては、起業支援者数84人、インターンシップ研修の終了生1,070人である。

オ 産学官連携事業

国土交通省の受託事業として「官民連携主体による地域づくり推進事業」を平成23年度、24年度に行っている。

主な事業内容として、地域内の大学によるシンポジウムの開催、企業と大学・高校との人材マッチング情報交流会、産学官人材育成会議の開催がある。人材育成会議において、人材育成アクションプランを策定したが、大きな成果には至っていないとのことである。

カ 三遠南信自動車道建設促進

リニア中央新幹線が開業する予定である2027年までには、概ね全区間が開通するよう、三遠南信自動車道の完成を目指して国に対する要望活動を行っている。

キ その他事業

その他、年1回の三遠南信ロードマップの発行、ウェブサイトの活用、オープンデータライブラリの構築、担当者の現地研修、市民向けワークショップ等を行っている。

（4）各地域における連携事業

SENAを構成している各市町村、経済界、住民団体等がそれぞれ独自に取り組んでいる主な事業は次のとおりである。

ア 産学連携

過去の取組事例ではあるが、新産業創成のため産学官マッチング会を開催したり、三遠南信地域基本計画を策定したり、研究設備等の共同利用を行ったりする等を行った。

イ 防災・医療連携

【浜松市消防ヘリコプターの広域運用】

災害救助や遠距離の救急搬送のため、浜松市と隣接市が応援協定を締結し、浜松市消防局の消防ヘリコプター「はまかぜ」を広域で運用することができる。当初は隣接市との応援協定のみであったが、南信州広域連合や上伊那広域連合とも同様の協定を締結しており、三遠南信地域での活躍が期待される。

【三遠南信災害時相互応援協定】

SENAを構成する市町村の危機管理部門において協定を締結し、災害時の救出・救護・応急や職員派遣、資器材・物資の供給が相互に行える体制を整えている。毎年、災害備蓄品の相互応援供給訓練や情報伝達体制の確認も行っている。平成22年には、飯田市から給水車の派遣要請があり当該応援協定に基づき給水車が派遣されたことがある。令和元年度中には、SENAを構成する市町村全て（39市町村）が対象となる予定である。

ウ 経済団体等の交流・連携

圏域の商工会議所・商工会で組織される三遠南信地域経済開発協議会が主催するクイズ

ラリーの実施、観光協会・財団法人で組織される実行委員会による食の祭典の開催、三遠南信地域の8つの信用金庫による「しんきんサミット」を開催し、講演会や物産展を行っている。文化部門の交流事業としては、「三遠南信ふるさと歌舞伎交流」と題して圏域内の様々な地元の歌舞伎保存会が交流会を行うもの、「三遠南信教育サミット」として地域の教育関係者が基調講演や事例発表等を行うもの等がある。

また、ユニークな事例として「峠の国盗り綱引き合戦」というイベントがある。これは静岡県と長野県の境である兵越峠で行われる、国境の領土を賭けた綱引きイベントで、「遠州軍」（浜松市）と「信州軍」（飯田市）がそれぞれチームを組んで綱引きを行い、勝ったチームが「国境」を1メートル相手側の領土に動かすことができるというもので、豊橋市が勝敗を決める役を務めるというものである。

（5）プラットフォームによる取り組み

SENAは構成員の数が非常に多いため、足並みを揃えて一つのことをやっていくことは現実的には難しい。それぞれの地域、立場、抱えている課題は様々である。そこで共通した課題を持つ複数の主体が、理念やビジョンを共有し、新たな価値の創出や課題解決のために、対話や合意形成を経て連携するという考えで活動を行っており、この枠組みをプラットフォームと定義付けをしている。たとえ小さくても目に見える取り組みを確実に積み上げていく、という考えである。主な取組事例は次のとおりである。

ア 三遠南信連携農産物輸出事業

実施主体：豊橋市、田原市、浜松市、飯田市の農産物の担当者

農産物の輸出拡大のためマレーシアのバイヤーとのつながりを持ち、三遠南信地域の特産品を現地の小売店でプロモーションをしながら販売を行っている。年中、質の良いものがある程度の量を確保できることがメリットとして挙げられる。

イ 三遠南信地域新技術・新工法展示商談会

実施主体：浜松商工会議所

三遠南信地域の企業が持つ技術や工法を提案し、大手のメーカーと結びつけるきっかけづくりを行っている。

ウ 三遠南信中学生交流

実施主体：豊橋市教育委員会、浜松市教育委員会、飯田市教育委員会

3市の中学生が三遠南信地域をそれぞれ訪問しあい、いろいろな体験等を行いながら将来的に地域間連携の中核となって活躍する人材の育成を目的としている。

エ その他の事例

その他、軽トラ市が盛んであることから東京モーターショーへの出店等を行っている軽トラビジネス推進事業や、三遠南信地域で行われているマラソン大会に参加（出走、ボランティア、応援）した人に抽選で特産品をプレゼントする等の地域連携マラソン大会スタンプラリーが挙げられる。

【主な質疑応答】

○委員 交通の便が良くなるというのが、発展の一番のカギ、中心部分という認識で良いか。また人口減少の中で、どう支えていくかというより、全体として底上げを図っていくような、意欲的な計画の印象がある。そのような認識で良いか。

⇒高速道路、東海道新幹線、リニア中央新幹線の東西軸と南北を結ぶ三遠南信自動車道の活用をしっかりと進めていくことにより、地域の発展に繋がり、リニア中央新幹線開業後にできるスーパーメガリージョンの効果を三遠南信地域エリアに最大限波及させていくために必要であるという認識である。また、人は地域発展のためには欠かせない要素である。地域内の人の交流だけでなく、地域外からどう乗り込んでくるかをそれぞれの市町村が、移住・定住も含めた婚活などの取り組みをしている。SENA全体としても、そのスケールメリットを活かして何かできないかを調査し、今後共同してできないかを考えている。

○委員 それぞれの地域の自主性に任せていて、行政は方針に沿ってやっていくのを見守っているような感じを受けた。何かこういうことがあって改善して、今はこういうかたちになったというのがあれば教えていただきたい。

⇒正直言って頭打ちのところもあり、それぞれの分野の三遠南信という形で取り組んでいた時期は過ぎてしまった。これからの課題としては、もう少し積極的に介入して、それぞれの地域で行われていることを積極的に情報の吸収、発信をすることによって、架け橋作りをしっかりとやっていくというのが、役割の一つであると認識している。

○委員 産官学と言ってスタートしたときに、特に経済界は今そこにある基幹産業、ここでいうヤマハだったりホンダだったりスズキに頼ってしまうというパターンが多いが、そういった名前があまり出てこないというのは、何かあるか。

⇒特段ない。SENAができる前、三遠南信地域で経済開発協議会という商工会議所だけの集まりがあり、経済界だけで三遠南信にまとまるというのは、実はすでに形成されていて、SENAの行政側とそれぞれ取り組みに行ったところを一緒にしたというのが歴史的な経緯。経済界とのベクトルは一致している。

○委員 構成の39市町村を見ると、それぞれ成り立ち、人口構成、産業構造が違う。どういう理由でここまで続けてきたのか。

⇒「ゆるい連携」ということがひとつ言える。義務があるというわけでもない。逆に活性化していかないという面もある。そもそも流域圏での交流というのは、県境ができる前なので、県境を越えて何かをやっているという意識が、逆にそれほどないのかもしれない。一時期広域連合を目指そうという話もあったが、議会の同意が必要であり、組織的な面、人的な部分で地域の理解がないとできないところもあり、地域での連携を積み上げ、本当に連携が必要になったという機運・醸成が高まれば、広域連合という新しい連携のあり方というもの、将来的にはあるのではないかと考える。

○委員 人口減少ということで、一つの行政の単位ではなかなか行政サービスが完結しないという課題がある。また住民のニーズは多様化している中で、個別に対応していかなくてはならないということもある中で、人生100年時代プロジェクトは関心をもって見た。なかなか行政を越えて教育委員会が連携できないと思っているが、何か工夫をしているか。

⇒同プロジェクトは、平成4年～6年の頃、何でも三遠南信につけて取り組んでいこうという時期がある中でできた。結果的には当時中学生交流に参加した子供たちが今大人になって話をする中で、実は当時行ったという話を聞くと、交流の深まりを感じる。ただ、現場としてはかなり負担感があるというのも目にするとところなので、それぞれの団体の考えでこの先発展していくのか、また違う展開を考えていかないといけない。

○委員 県で物事を考えていくと、自治体に対して連携とか調整とか言いながら、県がどうも自治体の実勢を阻害しているというような感じを受けるところがある。防災のヘリコプターについて県との関係はどうなっているか。

⇒ヘリコプターが必要な場合は、順番がある。まずは都道府県の防災ヘリ、それでもということであれば、浜松市のヘリ。よほどのことがない限り、消防ヘリの運用航空協定は適用されることはほとんどないと思う。ヘリはたくさんあるわけではないから、何かあったときの助け合いという意味では、有効に機能しているのではないかと考える。

○委員 地域の持続的発展をめざす人づくりと言うのは簡単だけど具体的にはなかなか難しいと思うが、どういうところからスタートしているのか。またどういうイメージか。

⇒どういう「人」かということ、産業人材であったり、地域人材だったり色々な言葉があり、すべて欲張って、「人づくり」という形で、あらゆる人材に対しての話。産業然り、教育然り、あとは地域活動然りということで、この基本方針とプロジェクトのマトリックスで組み合わせを考えている。教育で言うと、中学生交流や教育に使っている地域の副読本に三遠南信という言葉を入れているというところに働きかけて進める。

○委員 浜松市の力がこの地域の核だろうと当然のことながら考えるが、市や町によっては、例えばクリーンセンター、し尿処理、斎場など、なかなか自力ではできないところもある。隣接する自治体と組合をつくって物事をやっていくという場合もある。例えば県境を越えて、連携都市圏の方が浜松市の図書館での、図書の貸し借り、貸し出しも、市民と同じような形でサービスできる、といった行政レベルの連携もあると思う。このあたりどうなっているか。

⇒そういった連携というのは市民産業の向上という意味でも、実現すれば非常に有効ではないかと思う。また、し尿処理、消防、上下水道等は、一部事務組合という形態をとっての実現するやり方としてあると思うが、積極的に一部事務組合を作らないか、というかたちの活動にはなっていないのが現状である。

○委員 ここは太古の昔から、領土の取り合いで戦いが繰り返されてきた地域。そうすると当然のことながら、古戦場がこの地域でどういう物語であったとか、そういうような連携はされているのか。

⇒歴史的なつながりで連携をというものは、住民から聞くことはあるが、まだそこまで至っていないのが現状。岡山市の桃太郎も日本遺産に認定されて取り組まれていると思うが、一時期この流域圏には、多くの花まつりとかいわゆる民族無形文化財があり、目指したこともあったが残念ながら選ばれなかった。もし選ばれれば、きっかけになって歴史であるとか、文化であるとかというのが展開できると期待しながら進めていた。

○委員 三市(浜松市・飯田市・豊橋市)が合同で創出事業の申請を国にするという話だが、お金が入ってきたときに、どう案分するか。

⇒東三河・遠州・南信州のそれぞれが負担金として地域で200万円ずつ負担していただいている。200万円の市町村ごとの案分については、それぞれの地域で任せており、地域によって決め方は違い、人口割等で案分をして負担金を決めている。

○委員 資料を見ると国から7億円が入ってきたときに、この7億円を39市町村で分配しているのか。

⇒当時はまだ規制もなくて、SENAが直接内閣府から7億円もらえるということができた。その7億円で基金を造成して、スタッフが中心となって、SENAが事業を行った。

○委員 それ以外のいろんな事業はどう行っているのか。

⇒1回それぞれの負担金を頂戴して、そこから支出をかけて事業を行っている。

○委員 国の交付金がおりの場合は、案分をしながらやるが、経済界が主導でやる場合は、その中で事業を行い、行政としては会議費、出張費程度で終わっているという感じか。

⇒そのとおり。地方創生推進交付金はちょっと特殊な事例だったので、オープンデータをつくる必要性があったが、厳密にいうと39市町村の総括組織がSENAである以上、39の市町村がそれぞれ内閣府に申請し、お金を集めて実施していくのが本来の筋なのかもしれない。基本的には、三市でそれぞれ交付金をとってSENAに集めて、という三市に対しての事業であるが、結果的に39市町村へ交付が波及するという建てつけで実施したから、理想と現実が若干ずれているところは正直ある。

○委員 歳入歳出の決算は、7億円全部浜松市が使ったのではなくて、あくまでもその分配の割合の金額が歳入歳出ということか。

⇒特別会計として分けて、地方創生推進交付金はそこだけ独立させて、この事業はここにしか使わないという形にしている。7億円の時も7億円を基金として使わせていただき、SENAの事業費はSENAの事業費として負担金でもらっているから、独立してそのお金を活用させていただいていくという形である。

【視察所感】

本市では、広域連携の取り組みとして、岡山市を中心とする県内8市5町による「岡山連

携中枢都市圏」を形成している。総務省の定義によると連携中枢都市圏構想とは、「人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により『経済成長のけん引』、『高次都市機能の集積・強化』及び『生活関連機能サービスの向上』を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成政策」と定義され、法的な位置づけとしては地方自治法第252条の2第1項の連携協約の締結とされる。

本市が有する優れた広域の交通拠点性、教育・医療・行政等の各種機関、ESDや市民協働に関する多くの活動主体とそのネットワーク等の都市機能を集積・強化し、地域と地域を結びつけ、人・モノ・情報の対流を促進し、さらに、圏域全体の生活関連機能サービスの維持・向上を図り、豊かな自然環境と調和し、快適で安全・安心に暮らせる圏域づくりに取り組むことが目的とされる。しかし、現実的には、岡山市に大きく負担があり、連携の実態として本当に良いのかという悩みがあるとも担当課から伺っている。

それに対し、このSENAは、連携中枢都市圏、広域連合、一部事務組合といった地方自治法に規定される広域連携の手法ではなく、法人格を持たない任意組織でありながら、県境をまたいだエリアで様々な取り組みが行われている。担当者からの説明の中で、法定の連携とは毛色が違うことは認識しており、あくまでもゆるい連携の中で、できる人ができることをやっていき、成果を見出してそれを積み上げていくという思想でやっている、という言葉が印象深く残った。構成員が非常に多岐にわたることから、全会一致での施策推進がなかなか困難であるということで、SENAの役割の一つに、プラットフォームを新たに生み出すプラットフォームビルダーとしての役割を位置づけ、価値や課題を共有する複数主体間のプラットフォームづくりを推進していく、というのがビジョンの中で示されており、大きな成果をどんと出すのではなく、地道に緩やかに継続している、というところを感じた。今後三遠南信地域は、リニア中央新幹線開通により、関東、中京、関西という巨大圏域、スーパーメガリージョンのど真ん中に位置し、その波及効果を取り込むような連携を図っていくところである。

本市においては、場所的にも大きな波及効果を期待するのは難しいところはあるが、日本遺産『桃太郎伝説の生まれたまちおかやま』や『SDGs未来都市』など、本市の持つ強みを生かした連携及び連携市それぞれの持つ資源を生かす効果的な連携を検討していくことが必要であると思われる。また、これからは自治体間の連携、協働だけでなく、地域の住民組織、団体、事業者などとの連携、協働も一層重要になってくるが、その点においてもそれぞれの構成団体が自主性、自律性を発揮しながら活動できるような環境づくりについて考えさせられた。本市の今後の政策に大いに参考となるものであった。

2 横浜市（神奈川県）都市計画マスタープランと区プラン・地区プランについて（横浜市都市整備局企画課 松井課長、横浜市都市整備局地域まちづくり課 磐村課長、横浜市都市整備局地域まちづくり課 植竹担当係長から説明）

（1）都市計画マスタープラン策定の背景・経緯

ア 背景

平成12年1月に横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）が策定されてから10年以上が経過し、その間の社会情勢が変化（人口減少・超高齢社会、都市基盤・施設の老朽化等）したこと、また横浜市基本構想（長期ビジョン：横浜国際港都建設法に基づいて位置づけられており、議会の議決を経て定める計画）や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定されたことに合わせて平成25年3月に改定されている。

イ 改定の考え方

社会状況の変化を踏まえ、改定の基本的な考え方として、「新たな課題に直面しても、そ

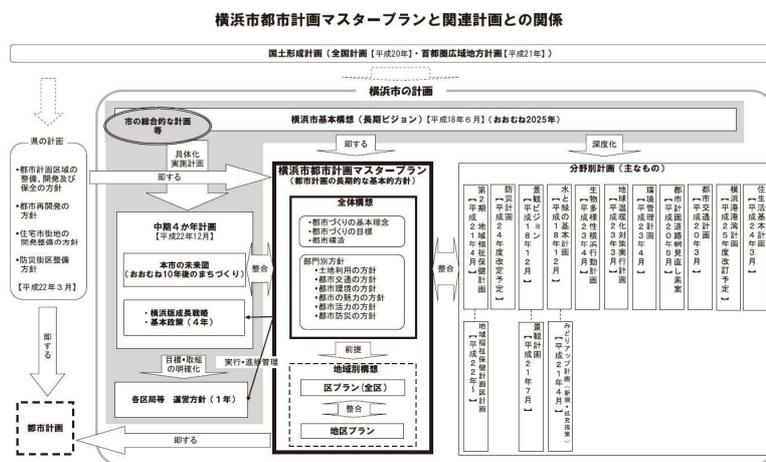
これらの課題を克服して、引き続き横浜が自立した大都市として持続・発展していくための指針」として、プランを策定することとしている。

ウ 改定の主な経緯

平成11年度	現行都市計画マスタープラン（全市プラン）策定
平成11～17年度	現行都市計画マスタープラン（区・地区プラン）策定
平成18年6月	横浜市基本構想（長期ビジョン）策定
平成22年3月	都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 県決定
平成24年7月	改定素案確定
～8月	パブリックコメント実施
平成25年1月	都市計画審議会付議
平成25年3月	改定プラン告示

(2) 都市計画マスタープラン・全体構想の概要

ア 関連計画との関係



都市計画マスタープラン以外に、分野別（環境管理計画，都市交通計画，横浜港湾計画など）の様々な計画がある。また，中期4か年計画という4年ごとに見直す総合計画があり，議会の議決を経て策定している。

都市計画マスタープランは，これら関連計画としっかりと整合性を図るということを意識して策定している。

イ 計画期間

基本的な目標年次は，横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせ，令和7年である。ただ，それだけでは十分ではないと考えており，計画期間の令和7年までだけでなく，策定時に，超長期2050年を見据えた上で今後10年間の都市づくりの指針を示している。

ウ 構成と内容

都市計画マスタープランの構成は，全体構想と地域別構想を基本としている。地域別構想とは，よりきめ細かく，地域のまちづくりの方向性を定めていくためのプランであり，「区プラン」と，より詳細な「地区プラン」の2種類を設けている。

エ 超長期（2050年頃）の横浜を取り巻く環境の展望と都市づくりの課題

横浜市においては，ちょうど2019年，2020年辺りが，人口のピークになる。今後は，人口が減少し，高齢化のスピードがあがって，2050年には約38%が65歳以上という超高齢社会が到来することが予測される。

都市づくりの課題としては，人口変動や高齢化への対応，安全・安心のまちづくりの確保などを掲げている。

オ 都市づくりの基本理念

基本理念は、「新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり」と題し、①超高齢化社会や将来の人口減少社会の到来を見据えた環境に配慮した持続可能な都市の構築、②港、水、緑、歴史、文化など、横浜が持つ資産や環境を生かしたまちづくり、③市民生活を支えらるとともに、国際競争力強化を図るための基盤づくりの推進を目的としている。

カ 都市づくりの目標

基本理念をかみ砕いた形として、7つの都市づくりの目標（①集約型都市構造への転換と鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地の形成、②エネルギー効率のよい低炭素型の都市づくり、③国際競争力を高めるための基盤づくり、④計画的・効率的な土地利用と地域まちづくり、⑤誰もが移動しやすく環境にやさしい交通の実現、⑥横浜らしい水・緑環境の実現と都市の魅力を生かしたまちづくり、⑦自然災害に強い安全安心のまちづくり）を掲げている。

キ 目指すべき都市構造

都市構造については、「生活圏を基盤とした集約型都市構造」への転換を図り、都心部などの機能強化と郊外部の持続可能なまちづくりを目指すこととしている。横浜駅では7つの鉄道会社が乗り入れており、そこから放射状の路線が整備され、その沿線に人口が張りついてきたという歴史があり、引き続き横浜駅周辺、さらに関内地区、みなとみらい地区を横浜の中心、都心として位置づけてまちづくりを進め、新幹線駅周辺を新横浜都心とし、この2つの都心を中心に、さらに鶴見、戸塚などの鉄道結節点など5地区を拠点に横浜のまちづくりを進め、さらに鉄道や道路の交通ネットワークを整備している。また、港、京浜臨海部についてもインフラ整備等を進めている。

ク 駅を中心としたコンパクトな市街地イメージ（郊外部の地域構造）

駅周辺の考え方は、駅を中心にコンパクトな市街地を形成することである。

横浜は、まだかなりの人口密度が高い状態が郊外部でも続いているため、駅周辺の機能をより高めていく、開発事業を中心に、民間の開発を誘導していくような方法を通じて、駅周辺の機能強化を図るということで、郊外部からの人口を積極的に誘導するような政策はとっていない。

ケ 部門別の方針

7つの都市づくりの目標を実現するため、次の6つの部門別方針を定めている。

- ①土地利用の方針：バランスとめりはりのある土地利用の誘導を基本方針としている。メディアの影響もありみなとみらい21地区を中心とした横浜のイメージがあるが、郊外部の住宅地が多くのエリアを占めているというのが実態である。
- ②都市交通の方針：高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線といった高速道路の整備や神奈川東部方面線、相模鉄道線といった鉄道の新線整備を進めている。
- ③都市環境の方針：低炭素都市づくり、生物多様性の実現、資源循環（ごみ処理）、生活環境保全、水と緑の保全について定めている。
- ④都市の魅力の方針：都市デザイン、景観に力を入れている。とりわけ港が見えるエリアは横浜らしさを守り、より魅力的にということで民間と協力している。
- ⑤都市活力の方針：昨今の経済情勢等を踏まえ、国際競争力強化、都市の活力維持等を図ること、MICE・観光の機能強化等を定めている。
- ⑥都市防災の方針：地震に対するリスクをはじめ、災害対策の強化等を定めている。

(3) 区プラン・地区プランについて

横浜市都市計画マスタープランの構成は、前述のとおり全体構想と地域別構想を基本としており、地域別構想として「区プラン」とより詳細の「地区プラン」が策定されている。

横浜市は18の区があり、立地上の特性など違いがあるため、基本的な構成は全体構想である全市プラン、各区の実情に応じた将来像は区プランという構成になっている。

平成25年に全市プランが改定されたことを受け、各区が年間3～4区ずつというペースで区プランを順次改定している。

市民意見募集、都市計画審議会の審議等の手続きがあり、1区当たり3年程度のスケジュールで改定を進めており、現在18区中15区が改定済みであり、令和元年度に残り3区を都市計画審議会に諮る準備をしている。

ア 各区プラン・地区プラン策定の主な手続フロー

- ①プランの点検・検討会議（庁内組織）による調整・改定要否の判断
- ②策定（改定）方針案の作成・検討会議による調整・方針の確定・素案の案の確定
- ③検討会議、調整会議による調整・素案の確定
- ④都市計画審議会報告
- ⑤素案に対する市民意見募集（ワークショップ、町内会等各区で手法が異なる。）
- ⑥原案の案の作成・検討会議による調整・原案の確定
- ⑦原案に対する市民意見募集（説明会は省略し、インターネットによる）・案の作成
- ⑧都市計画審議会付議・プラン確定・告示

イ 作成の体制

区プランは、各区役所の区政推進課の職員が基本的には策定する。都市整備局には区のサポートをする職員が1名担当としてつき、18区の横並びの調整等を行っている。

地区プランは、基本的には区役所の区政推進課の職員が策定するが、都心、地域の拠点など特に都市整備局がまちづくりを重点的に進める上で地区プランが必要となる場合は、都市整備局の職員が担当することもある。

ウ 区プランと地区プランの違い

区プランは、①全体構想の内容を踏まえ、区の将来像やまちづくりの方針、区ごとの土地利用の方針等について、必要な事項を記載する②各区の特徴を踏まえたプランの個性を基本的に尊重しつつ、都市計画マスタープランとしての一体性・わかりやすさを向上させるために、構成や記載方法については一定の統一を図る、という考え方である。

地区プランは、より詳細な都市計画の方針を示す必要がある地区において、地区の実情に応じて定めていく一つのツールとしての役割がある。現在、地区プランが策定されているところが4地区ある。また、地区プランのほか、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく「地域まちづくりプラン」がある。これは、地域住民が主体となって作るまちづくりの計画となっている。したがって、地域住民が主導的にまちづくりを考えていく場合は、地域まちづくりプランを使い、行政が必要な方針を定める場合は、地区プランを使っていくということで、地区の実情に応じて選択をしている。

エ 各区プランの特徴や違い

道路整備といった全市的な計画が必要な部分は、全体構想と似たようなものになるが、市民生活に身近な福祉、環境、コミュニティなどについては、各区プランで作成するため、各区の特色があり、外国人の多い区など、人口構成の違いによっても特徴や違いがある。また、各区で策定している地域福祉保健計画という福祉分野の計画と、区プランの整合をとっていくという運用をやっている。

区プランに関し、もっと各区の特徴や違いを出していくというような形で運用し、また今後検証していくのか、課題として認識しているとの説明があった。

（４）区ごとの独自事業と予算

市、民間事業者、地域住民それぞれが実現に向けて主体となるよう区プランの実現方策を次のとおり定めている。

- ①様々な機会と媒介を通じて市民、事業者等に情報提供、周知を図る。
- ②都市計画決定、分野別計画に基づいた事業の実施によって実現を図る。

③開発調整会議や開発事業の調整等に関する条例の仕組みを活用し、開発事業等が地域別構想の内容に配慮した計画になるよう誘導を図る。

④横浜市が施設等の整備やまちづくりに関する事業などに関しては、地域別構想の内容を踏まえて、計画する。

⑤地域まちづくりプラン、建築協定等に関し、横浜市が支援をしていく。

区の予算規模は、局予算と比べて少額であるため、区プランに記載されている事業は、基本的には道路整備等の局事業が多いというのが実情である。

一方で、区役所単独ではなかなか事業が成立しづらいという部分は、区提案反映制度（区の方から局に対して事業に対する事業提案）、区局連携事業（局が区と一緒に事業を推進する）といった制度を活用し、区ごとの独自事業を進めている。

（５）課題と今後の区政運営の展望について

これまで18区のうち、15区都市計画審議会に付議をしてきた中で、全体構想との整合性を図りながら、どういった特色を出していくか、いろいろな意見があり、課題として認識している。区プランの実現方策に関しては、予算措置と連動している部分があるわけではないので、どう円滑に進めていくのか、いろんなやり方を考える必要があること、市民意見募集に関し、区ごとの温度差が出てきているというのが実情としてあり、今後どう意見を取り入れていくのか議論している。

また地域福祉保健計画との連携が、今後必要になるということで、地域に身近な福祉、環境、コミュニティといった問題を、都市計画と一体的に地域に示していくのか、今後の検討課題とのことである。

【主な質疑応答】

○委員 区プラン、地区プランについて各区、一斉に出てもおかしくないと思うが年間に3～4区ずつというのは、本庁側の人の張り付けが追いつかないからという考えか。

⇒実際は職員のマンパワーもあるが、実際につくる過程の中で、局側のほうが一定程度予算措置を区に割り振っているという事情がある。そこを分散化し、なるべく予算を平準化等している過程の中で、3区程度ずつ動かしているという実情である。

○委員 早くやりたいところには力を入れるということか。

⇒今回は改定だが、おおむね十数年前の最初も、やはり複数年にわたって作っており、そのままパラレルで作っていくという感じになっている。

○委員 改定後のフォロー、素案とか議案に至るまでだが、議会で通しているタイミングというのは、この素案が確定したときか。

⇒素案は区ごとに議員の会議体というか予算調整をする場があり、各区で、素案を確定する前のタイミングや素案を確定してからも、区の中での議員に対しては、説明をして意見をいただくようなプロセスを踏んでいる。基本的には市民意見募集などの意見を反映するタイミングには、当然、前段階として説明をさせていただいている。

○委員 これは常任委員会で揉むとか決裁になるものではないのか。

⇒議決を経ているものではなく、最終的に都市計画決定ということになるので、都市計画審議会を通して、都市計画決定というプロセスで進めている。18区役所ごとに区選出の議員がいて、区ごとに区単位の議員の会合が定期的に持たれており、その度に報告している。都市計画審議会も報告と付議を2回程度行っているが、審議会自体にも市会議員の常任の代表が入っているのだから、そういったところでも意見をいただき、任意で常任委員会等、必要であれば報告をする。

○委員 マスタープランとかビジョン。これは全体の話になってくるので、議会の中で、常任の中でやるということか。

⇒おそらく常任委員会で報告はしているが、これも議会の議決というプロセスが入っている

ないので、都市計画審議会都市計画決定というプロセスである。

○委員 地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプランは、地区プランという名目ではないけど、それぞれ18区あると理解してよいか。

⇒地域まちづくりプランは、19件ほどある。策定している区もあるし、策定されていない区もある。地区プランは都市計画のプランという趣旨なので、都市計画審議会に諮って、きちんとつくることになるが、地域まちづくりプランは、地元の方が地区をこうしたいという熱意を受け止めて、都市計画審議会にはかけず、市としてオーソライズする法定のプランではなく、区民のまちづくりをどう応援していくかという任意のプランである。

○委員 横浜市では権限を、区役所のほうへ移してそこで運営しているのか、それとも逆にかなりの部分は市役所で、それぞれの地域的なものだけを区役所でしているのか。

⇒区役所は予算編成をする権限が、福利推進費ということで、1億円くらいのボーダーである。それで道路の新設といった色々なハード整備は多分主体的にできない。そうすると、局のほうで市全体を見渡して、優先順位をつけながら事業化をしていくということが実態である。区から喫緊の課題でこんなことをやらないといけないというような仕組みはあるが、結局判断は、局側ですするというのが実態である。

○委員 人事的なものも、区が持っているようなことはないのか。

⇒人事も、実際にまちづくりをやる部署は区政推進課と、あとは道路管理者になる土木事務所が区にある。なかなか人事的にも組織体制上も実態としては難しい。

○委員 新潟市のように区バスをやっているところもあったが、それはないのか。

⇒地域と話し合っていたが、区によっては地域発意の公共交通機関を導入する動きを盛んにやっている区とそうでもない区がある。盛んにやっている区は、道路運送法上の手続きとか、色々法的な課題を解決しなければいけないとか、ルート決めといった支援を、交通を司る部局が全面的に支援をする仕組みになっている。したいと思えば出来るが、最終的には局が支援しながらやっている。

○委員 区役所の予算編成の流れの中であった区からの事業提案で具体的にはどのようなものがあるか。

⇒かつて内陸部に色々工業系の土地利用の部分が多かったので、昨今の住宅系に変わってしまうというのは問題点があり、その対策を局と一緒にやって欲しいという予算の要望を挙げられて、局として受け止めて、必要な建物のルールを決めることを支援していったことがある。また、最近区庁舎の建替をした区があって、区庁舎の建替とともに、かなり公共の施設が集中しているエリアがある。国家公務員宿舎やUR住宅等がかなり集中して、同時に老朽化を迎えているようなエリアがあり、区として跡地利用、将来建て替えを見据えた土地利用計画を作っていきたいということを区から局に提案を受け、それについて局としてもその区だけのためというよりは、まずその区をモデルにやってみて、他の区にも展開できるのではないかとということで、局として予算をとって、土地利用をやっている場所がある。

○委員 区役所から提案する事業の内容によっては、人が足りない。要は区役所の職員を増やしてくれということ。これは予算の要望だから人事的なことも局への事業提案というものの中に入るか。

⇒そういうシステムが恐らくあったらいいなと今……(笑)。実際はやはり、人事当局に人員の要求というのは、通常の流れの中でしか多分できない。

○委員 区ごとの議員の集まりがあると伺ったが、それは任意ものではなくて、制度の中に位置づけられたものか。

⇒たしか年3回、定例的に議員間会議というのがある。議事録がオープンになるような正式な議会の区版みたいところで、そこで案件を報告、説明する。ただ議決とか、意思決定権限はない。

○委員 例えばこの部門はとりあえず計画づくりを任せて、それらを吸い上げてまとめたものを、本庁でさばくと。区と本庁の仕分けというのは、どういう形になっているか。
⇒区を中心にまちづくりをしていくということで、今は各区にまちづくり担当係長が1人ずついる。それプラス職員が1人ついているという体制である。係長と担当者だけで色々な事業の都市計画のことまでやっていけるかという、実情厳しいものがあり、一方で区にもっと人がつけられるかと言うと、なかなかそういうことも難しい。区だけで見ると業務が急に忙しくなったり、都市計画が全然なかったりする時期もある。そういう意味では、局でやることで、少ない人数である程度区ごとの業務をさばきながらノウハウがたまっていくということで、結局は局のほうで全部やったほうが効率的ではないかというところに、今落ち着きつつある。

【視察所感】

本市では今年度（平成31年4月）から新たな都市計画マスタープランを策定している。同プランは、第六次総合計画に基づき市域全体がバランスよく持続的に発展できるよう地域特性に応じて都市機能が集積する活力ある拠点を形成するとともに、都心と各拠点間が公共交通を中心としたネットワークで結ばれたコンパクトでネットワーク化された都市づくりを目指すこととしている。

そして、現在、人口や土地利用、都市交通の状況など各区の地域生活圏ごとの特性に配慮しながら立地適正化計画の策定を検討しているところである。本市においても今後、高齢化、人口減少社会が到来することが避けられない見通しの中にあっても、持続的に発展できる都市づくりが求められている。

横浜市でも人口減少のピークが迫っているとの説明があったが、郊外部ではかなりまだ人口密度が高く、また可住地では市街地になっていることから立地適正化計画を作る予定がなく、本市のように都市機能誘導区域といった駅周辺に誘導するところまでは至っていないとのことであった。また、横浜市は市町村で最も人口が多く、18区もの行政区を有するため都市計画マスタープランを全体構想と地域別構想に分け、地域別構想では各区の実情に応じて対応していることが地区プラン・区プランそれぞれ理解できた。

本特別委員会の調査事項では都市計画マスタープランは直接的なものではないが、本市で来年度策定予定である後期中期計画において、本庁と区の役割分担、支所との関係、全体的な視点による分野別計画と区の特性を生かしたまちづくりを進める区別計画との整合性をどう調査するかなど、区別計画について今後調査を進めていくに当たって、非常に参考となるものであった。

3 宇都宮市（栃木県）中心市街地活性化基本計画について（宇都宮市総合政策部地域政策室 松本室長補佐、宇都宮市総合施策部地域政策室 上野総括から説明）

（1）中心市街地活性化基本計画の背景、経緯

○平成14年度 宇都宮市都心部グランドデザインを策定

長期的な視点（概ね2030年頃）を見据えた中心市街地の長期的なビジョン

○平成21年度 第1期宇都宮市中心市街地活性化基本計画を策定

グランドデザインに基づく形で、第1期計画（平成22年～26年）を策定

中心市街地のにぎわいを目的に、様々な取り組みを推進してきた結果、休日のにぎわいについては、イベント等で回復したが、平日の通行量や事業所数等の経済活力を示す指標としては減少しており、恒常的なにぎわい創出や経済活力の向上が必要



○平成26年度 第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画を策定

計画期間：平成27年～令和元年の5年計画で、59事業を位置づけて取り組んでいる。

(2) 中心市街地活性化基本計画の概要

ア 宇都宮市全体が目指す都市像

宇都宮市では、「ネットワーク型コンパクトシティ」を将来の都市像として平成19年度に第5次総合計画に位置付け、まちづくりを進めている。ネットワーク型コンパクトシティの考え方は、市全域において拠点化（コンパクトシティをつくる）を行い、各拠点をLRT等の地域公共交通で結び、コンパクトな街を目指すものである。

地域拠点は、産業、観光拠点や生活拠点など各地域に形成し、市民の日常生活を支える「住（住まう）」に関連する都市機能、地域の特性に応じた「働（働く）」、「学（学ぶ）」、「憩（憩う）」に関する都市機能を配置する。

中心市街地は、様々な周辺の地域拠点をけん引する「都市拠点」として位置付けている。

イ 中心市街地の区域

宇都宮市の中心市街地は、都心部グランドデザインにおける都心部として約320ヘクタールである。

中心市街地活性化基本計画の区域は、グランドデザインの区域の中でも特に重点的に5カ年の計画の中で取り組んでいく区域ということで約168ヘクタールを定めている。

第1期、第2期とも同じ区域であり、東がJR宇都宮駅、西側が東武宇都宮駅、南側が市役所、城址公園、中心部には二荒山神社といったエリアを中心市街地としている。



ウ 第2期中心市街地活性化基本計画の概要

計画期間：平成27年4月～令和2年3月（5年間）

5年間で重点的に活性化に取り組む区域：約168ヘクタール（第1期を継続）

特徴：「都市拠点」づくりに向けた都市機能集積の推進，経済活性化等に向けた民間主体

の取り組みの積極的な推進。

目標1：活力 宇都宮の「顔」となり市全体をけん引する活力あふれるまち

指標 事業所数

目標2：賑わい 街なかなかならではの魅力と賑わいあふれるまち

指標 歩行者・自転車通行量（中心市街地全体）

目標3：居住 誰もが憧れ「住みたい・住み続けたい」と思うまち

指標 居住人口

活性化戦略1：リーディングエリアづくりによる賑わいの増強

メインストリートであるオリオン通り商店街周辺と二荒山神社を含めた拠点をリーディングエリアと位置づけて、にぎわいの増強を目指す。

活性化戦略2：リーディングエリアに集まる賑わいの中心市街地全体への波及
リーディングエリアから周辺の親水エリア、交流エリア、歴史エリアといった特徴あるエリアにも賑わいを波及させる。

事業箇所：59事業を位置づけている。

（3）具体的な取り組み

主な取組事業として、次のようなものが挙げられる。

①JR宇都宮駅東口地区整備事業、宇都宮大手地区市街地再開発事業など

都市機能を集積させるためのハード事業。コンベンション、ホテル、住居、商業施設等複合施設として整備をしていく予定。

②中心商業地出店等促進業、ガンバルまちなか活性化支援事業、宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営事業など。

空き店舗に対する出店補助、商店街が実施する空き店舗活用事業に対する支援事業、オリオン通りのアンテナショップの運営事業など。

③釜川整備活用事業

中心市街地を縦断している河川、釜川を活用した各種イベント、イルミネーション

④LRTの導入、公共交通利用促進事業、自転車利用・活用促進事業

様々な移動手段の確保という視点の中で事業を行っている。

⑤ユニオン通りの無電柱化、若年夫婦・子育て世帯家賃補助、住宅取得支援事業補助

居住環境を整備し、まちなかの居住の推進に取り組んでいる。

ア 計画の推進体制

NPO法人宇都宮まちづくり推進機構、宇都宮市中心市街地活性化協議会、民間事業者と行政がそれぞれ連携しながら、活性化を具体的に推進するという推進体制を掲げている。

イ 宇都宮まちづくり推進機構

平成11年、公共と民間が一体となり中心市街地の取り組みを推進していく組織として設立された。最初は任意団体ということで組織し、平成21年には特定非営利活動法人として設立し、中心市街地活性化法に基づく「中心市街地整備推進機構」の指定を受けている。

機構の主な取り組みとしては、次のようなものが挙げられる。

①宇都宮まちなかオープンカフェ事業

オリオン通り沿道の店舗に協力してもらい、店の前にパラソル、椅子、テーブルを置いて誰もが休憩し、憩えるような空間として通り全体をオープンカフェに見立てた施設を設置。現在26店舗出店している。

②かまがわ川床桜まつり事業

春の桜の季節に、釜川の川床、川の上に板を張ってテーブル等を置き、宴会や花見ができるといった場所を設置する。桜の季節に約2,000人が来場し、賑わっている。

③釜川夏の宴事業

夏、釜川に鮎を放流し、小学生、幼児を対象に鮎のつかみ取りや出店を行う。

④釜川源流ウォーキング事業

釜川添いの様々なスポットを巡りながら、魅力の再発見を図るとともに、健康づくりの一助として実施する。

⑤イルミネーション事業

街なかの様々な場所、釜川、オリオンスクエアというオリオン通りにある広場、商店街通りなどいろいろな場所でイルミネーション、装飾をして、街なかを彩るという事業

⑥大谷石蔵活用事業

平成30年5月に大谷石採掘の歴史が日本遺産として認定されている。石蔵や歴史的建物を保存活用するために空き石蔵物件と借手手をマッチングする事業や、フォーラムを開催し、パネル展やライブを行ったり、旧公益質屋を推進機構が買収してレストランを運営する事業を行ったりしている。

ウ 低・未利用地や公共空間を活用した交流促進社会実験の実施

歩いて楽しめる賑わいあるエリアの創出を図るため、中心市街地の地域資源である釜川の河川敷地など公共空間等を活用した社会実験を11月初旬から行っているところである。

実施主体は、飲食店を始めとする民間事業者、大学、宇都宮まちづくり推進機構、宇都宮市を中心に構成する実行委員会である。

概要としては、釜川沿道の御橋から新橋までの区間において、河川敷地に飲食が可能なバーカウンターを設置することによる「水辺空間」の創出や、釜川ふれあい広場における飲食の提供、コインパーキングに人工芝を敷設しキッチンカーを出店して飲食ができるスペースや音楽の演奏を行うことなどである。この社会実験の成果を踏まえ、事業化に向けた検討を行うとのことである。

(4) 計画策定前からの変化

ア 第2期計画の進捗状況

59事業を計画に位置付けており、その中で46事業が実際に目標を達成するための施策体系に位置付けた事業とし、その他13事業は計画期間内に事業化を目指す事業として位置付けている。

進捗状況としては、上記の46事業は順調に実施・進捗しているが、その他の13事業のうち、事業化に至ったものが7事業、事業化に向け調査・研究に着手したものが6事業である。

イ 目標値の達成状況

①目標1〈活力〉については、設定した事業所数について若干減少傾向にあるということ、目標値の達成には至っていない。

一方、空き店舗数については、令和元年の目標値が47店舗に対し、計画策定時は75店舗あったものが、現在は25店舗まで減っており、目標値を達成している。これは、特に空き店舗に対して飲食業を中心に立地が進み、空き店舗が大幅に減少しているところである。

②目標2〈賑わい〉については、目標指標としては歩行者・自転車通行量である。

2年に1度隔年で調査しており、最新値では平日、休日とも目標値の達成には至っていないところである。ただ、上記のとおり飲食業の出店もあり、夜間における通行量は増加しており、また大規模イベントの時は増加傾向にある。

③目標3〈居住〉については、目標指標は居住人口であり、若干目標値に至っていないが、増加傾向にある。市街地再開発事業、住宅取得支援事業補助、家賃補助の効果が要因と考えられる。

(5) 課題と今後の展望

第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画の各目標値達成状況、現状等を踏まえ、現在、第3期計画を策定中である。

第3期計画では「活力」「魅力」「賑わい」「居住」「仕組み」の五つの方針としている。第3期計画期間（令和2年度から令和6年度まで）に、宇都宮駅東口の整備、LRT開業を予定しており、これらのインパクトを中心市街地に波及させ、活性化を進めるための将来像

を設定している。

特に重要な視点として、活性化戦略を次の二つを定めている。

①（仮称）L R Tの開業と駅東口のまちびらきを踏まえた活性化プロジェクト：L R Tのデッキなどが整備され、その効果をいかに中心市街地全体に波及させるための方策等をまとめる。

②（仮称）L R Tの駅西側への導入を見据えたまちづくりプロジェクト：中長期的な視点になるが、例えばL R Tの導入に合わせたバス路線や自転車の充実など、将来的な駅西側へのL R Tの導入を見据えまちづくりを効果的に進めていくために必要な方策等をまとめる。

また、ウォーカブルなまちづくりの推進を検討中である。L R Tの導入を見据え、街なかを「車中心」から「人中心」の空間への転換を図り、「居心地が良く、誰もが行ってみたいくなる、歩いてみたいくなるまちなか」の実現をキーワードとして盛り込みながら、令和元年度末に策定予定とのことである。

【主な質疑応答】

○委員 L R Tの走らせ方というか、考え方について。一つは郊外から渋滞問題の解決のためにL R Tを延伸するという考え方と、もう一つは郊外ではなく市内中心部、中心市街地を環状化するという走らせ方をすることによって、中心市街地での利便性を高めるという考え方があると思う。どちらに比重を置くかという問題について、お尋ねしたい。

⇒どちらの視点も、同じ比重である。あと一つ付け加えている視点としては、少子高齢化、超高齢化が進展する中であって、誰もがまず移動しやすい環境づくりという観点がある。いずれのバランスも保ちながら、L R Tという公共交通機関を新たに導入したい。

○委員 岡山市だけでなく全国の地方都市も大きな反省、悩みがあったと思うが、いわゆる都市の肥大によって、中心市街地の活力が失われる。大規模小売店舗の郊外への出店、これが大きく足を引っ張ったがために、中心市街地が活力を失ってしまったという反省から、これ以上の都市としての肥大化を防ぎ、中心市街地への住民の誘導を図っているであろうと思うが、大規模小売店舗に対する出店についての考え方はどうか。

⇒大規模小売店舗の出店について、完全に規制することは、あまり積極的に考えていない。現に、宇都宮市の中心市街地以外の郊外ですでにある程度大きな商業施設、ショッピングモールが既にさびれている状況で、一方の中心市街地については、今年の5月末にパルコが撤退したということもあって、積極的に商業施設を誘致していくという考えはない。今市民の消費行動が大きく変化し、飲食店がかなり増えている。今までは中心市街地に来て、ファッションビルなどで実際に物を見て、買おうという物販中心だったと思うが、実際はかなり売り上げが低迷している状況がある。これからは、個々消費ということで、中心市街地に来て、いろんなことを体験し、魅力を感じてもらうための取り組み、ウォーカブルな空間を創る。大型店舗を中心市街地にもっていくという考え方は持ち合わせていないし、郊外部に出店する場合には、特段の調整区域とかの制限がなければ、出店は妨げるものではないので、その辺りの規制についてかけるという考えは持ち合わせていない。

○委員 岡山市の場合は、中心市街地、周辺も含めて市街化区域については、常に大規模店舗が出店できるものがかなり少なくなっており、農業振興地域あるいは市街化調整区域への出店というのは、ほぼ困難な状態になっている。中心市街地に近いところについては、住宅街でも、ものすごく地価が上がってきている。逆にそれ以外のところは、大きく値下がりして、これからも上がる見込みがないということで、人口がだいぶ中心市街地のほうへ移動しつつあると感じている。宇都宮市の場合、土地利用あるいはその土地の地価について、どういう動きになっているのか。

⇒中心部に限っての地価の動向になるが、L R Tについて、既に駅東側について今年度から着工しているが、その影響もあって、特に駅東口のL R T優先整備区間の沿線については、やはり地価がある程度上昇しているのが、公示価格等で明らかになっている。駅西側へのL R Tの延伸も今検討している状況である。区間をどこまで伸ばすのか検討の状況について

は、今年度中心商店街の方に対し説明会を行っている最中で、そういった期待感から、ディベロッパーなどの方々が関心を寄せており、投資でのポテンシャルが上がるということで、地価のほうが徐々にちょっと上がってきている状況を感じている。

○委員 中心市街地から選出される議員、郊外から選出される議員、郡部から選出される議員がそれぞれいて、都市計画区域内の土地利用制限について不満を持っている議員が実はたくさんいる。中心市街地に市の方針が向けば向くほど、郊外からきている議員は、一部不満がある。宇都宮市についてはどうか。

⇒感覚的な話になってしまうが、今から15年くらい前については、一部の議員から、なぜ中心市街地に投資をするのかと言われた。具体的には、空き店舗補助金というのがあり、中心市街地への補助金の予算だけで一時期1億円くらいの予算であった。今その予算規模が1千万円程度になっていて、約10分の1まで予算額としては減っている。そういった状況と、ネットワーク化とコンパクトシティということで、中心市街地はもとより、郊外部にある地域拠点を地域の振興まちづくりの観点で約10年前から取り組んでいる。その結果、何で中心市街地ばかりかという問い合わせについては、ほとんどないと感じている。

○委員 岡山市もなかなか回遊性、周遊性というところで、中心市街地を活性化しようと思うと、商店街の方がやる気を持ってもらわないといけない。空き店舗の数がだんだん減っていているというが、岡山市はなかなかそういった状況にない。新しい商店街の近くにも、再開発とかで色々できるが、商店街はまだまださびれている。どうやって、ここまで空き店舗を減らしていったのか。なにか良い得策があったのか。

⇒空き店舗補助金制度である。実際に飲食店を経営する上で、補助金を使われているのが圧倒的多数である。補助対象事業者を飲食業、物販業、学習塾、理美容店、ネイルサロンといった形で、かなり幅広く補助金の対象となる業種を設け門戸を広げている。一時空き店舗が100軒近くあって、マスコミとか週刊誌で色々取り上げられたところで、商店街の方たちも危機感をかなり持ったこと、そして宇都宮市と商工会議所と一緒にあって、空き店舗制度の普及啓発に取り組んだところが、大きかったと思う。あとは、宇都宮市以外の方が、何か新しく商売したいと言ったときに、「オリオン通り」がある種ステータスになるような、都市伝説的なものもあり、出店する側のマインドも相まって、空き店舗が減ってきていると感じている。

○委員 1期計画策定後、かなり早い時期に立地適正化計画を宇都宮市は作られているとお聞きしているが、中心市街地活性化基本計画への反映の仕方とか、影響とか、両計画の関係とかそういったところはどんな感じになっているのか。

⇒立地適正化計画で、誘導する区域と中心市街地がかぶっている場合もあるし、かぶっていない場合もある。ただ、中心市街地活性化基本計画において、例えば高度都市機能ということで、病院であるとか一定のオフィスというのをうたってはいるが、なかなか現在のところ、現に制度をつかって入ったのが、今のところ実績がない状況で、今策定を進めている3期計画においても、例えば既にある区域の土地のゾーニングとか、土地利用の考え方を示したうえで、例えば一定のオフィスが集積している場所であれば、またさらにオフィスを集積させるのか、あとは別の機能、相乗効果を発揮できるような機能を誘致するのかというところで、その辺の考え方を明確にしたうえで、広く立地適正化計画の誘導とともに、周知啓発を行って、相乗効果を発揮していきたいと考えている。

4 現地視察

座学の終了後、オリオン通り商店街の現地視察を行った。

説明のあったオリオンスクエア広場、コインパーキングを改修した芝生上でのキッチンカー出店場所等を視察した。

平日の午前ということもあり、イベントが開催されておらず、商店街の人通りはそれほど多くなかったが、空き店舗はそれほど無いように見受けられた。

【視察所感】

宇都宮市は、第2期中心市街地活性化基本計画に基づき、市民広場であるオリオンスクエアにおけるイベントの開催（令和元年12月からは改修工事のため当分休止）や、オリオン通りにおけるオープンカフェのほか、空き店舗への出店促進等、官民一体となって、まちなかのにぎわいや活力の創造に取り組んでおり、その結果、空き店舗は減少し、週末の夜間の通行量が増加するなど、成果を上げてきたとのことであった。そして、令和4年のJR宇都宮駅東側のLRT開業や駅東口の整備などの事業を進めている。そうした中、現在第3期中心市街地活性化基本計画の策定を進めているところであり、将来的なLRTの駅西側への導入を見据えた再開発事業や低・未利用地の利活用事業などと連携した、居心地がよく、歩きたくなるまちづくり、いわゆるウォーカブルなまちづくりの検討などを進めていると伺った。

本市においては、改正前の中心市街地活性化法の時代（平成11年3月）に中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けるものとは別の中心市街地活性化施策のパッケージの中で各種施策を推進した経緯がある。

現在、街なかのにぎわいと回遊性の向上のため、県庁通りの一車線化や商店街活性化支援を進めている。市主体の施策だけでなく、岡山芸術交流をはじめ、西川、表町、京橋などの様々なエリアで民間主体の動き・にぎわいも活発になっている。将来的には、岡山芸術創造劇場（仮称）の開館をはじめとする土地利用の変化などが予想される。そのため、中心市街地におけるさらなる移動の円滑化や回遊性の向上を図るため、様々な事業（桃太郎線LRT化、路面電車の岡山駅の乗り入れ、延伸・環状化、バス路線の再編、立地適正化計画の策定等）に取り組んでいるが、中心部、街なかに暮らす方だけでなく、周辺部や中山間地域に暮らす方、観光目的で国内外から訪れる方々など、様々な人にとって、魅力にある街づくりを進めていくことが重要であると考え。中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画による相乗効果をあげるために様々な施策を講じている宇都宮市の取り組みを学んだことは、今後の本市のまちづくりに大変参考となった。

○令和2年6月1日（第5回）

1 大都市制度に関する調査

(1) 令和3年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

会議の内容

1 大都市制度に関する調査

(1) 令和3年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

概要

冒頭に、委員長から、本特別委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体へ伝え、可能な限り反映させるようにしていただきたい旨の要望があった。

白本は昭和47年から翌年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取りまとめに入る段階で、政党及び政府に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月下旬に提案内容が決定され、7月中旬から下旬を目途に各政党及び関係府省に要請活動を行う。その後、下記の①から⑯の提案事項について、税制課長、財政課長、政策企画課大都市・広域行政担当課長、こども企画総務課長、就学課長、道路港湾管理課長、医療助成課長、こども福祉課長、国保年金課長、介護保険課長、教育給与課長、学校施設課長、下水道河川計画課長、生活保護・自立支援課長から、資料

により説明があった。

- ①「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」
- ②「大都市税源の拡充強化」
- ③「国庫補助負担金の改革」
- ④「地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」
- ⑤「多様な大都市制度の早期実現」
- ⑥「子ども・子育て支援の充実」
- ⑦「「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実」
- ⑧「インフラ施設の長寿命化対策」
- ⑨「子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策」
- ⑩「医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立」
- ⑪「介護保険制度の円滑な実施」
- ⑫「学校における働き方改革の推進」
- ⑬「義務教育施設等の整備促進」
- ⑭「下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保」
- ⑮「生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置」
- ⑯「新型コロナウイルス感染症対策の推進」

【主な質問等】

委員

待機児童の発生は、保育士不足が根本的な問題となっている。人材確保について量の確保だけでなく、質の確保においても保育士の処遇の改善が必要であり、しっかりと国が保障することについての要望活動を行ってほしいが、どう考えているか。

保育・幼児教育課長

各自治体だけがそれぞれ頑張るのではなく、全体の公定価格として組み込んでいってしっかりした給料を保障してほしいという要望になっている。

委員

新型コロナウイルスの関係で大変な苦勞をされている介護従事者について、今こそ処遇改善等の支援を行うチャンスだと思うが、どう考えているか。

介護保険課長

介護人材の確保と定着については重要課題と認識しており、引き続き白本において、介護報酬の設定等、必要な対策を講ずるようお願いしているところである。また、今回岡山市が当番市である指定都市の課長会議において、要望書をまとめているところであり、しっかり要望していきたい。

閉会后、付議事件「区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査」のうち、第六次総合計画の区別計画について、本特別委員会で協議、調査するに当たって、委員のバランス等を考慮して、より多くの議員の意見を反映させるべく各区の議員による協議会を設け、ここからの意見を吸い上げて、本特別委員会において調査することを決定した。

○令和2年8月6日（第6回）

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

(1) 平成30年度北区区別計画の進捗状況について

(2) 平成30年度中区区別計画の進捗状況について

(3) 平成30年度東区区別計画の進捗状況について

(4) 平成30年度南区区別計画の進捗状況について

(5) 後期中期計画の策定について

会議の内容

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、指定都市の市長・議長の要望をまとめているものである。

次の令和3年度要望（案）について、財政課長、税制課長から説明があった。

・重点要望事項（税制関係）

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

・重点要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の改革
- 2 国直轄事業負担金の廃止
- 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

・要望事項（税制関係）

- 1 消費・流通課税の充実
- 2 所得課税の充実（個人住民税）
- 3 所得課税の充実（法人住民税）
- 4 固定資産税の安定的確保
- 5 定額課税の見直し
- 6 税負担軽減措置等の整理合理化

・要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の超過負担の解消
- 2 地方債制度の充実

【主な質問等】

委員

今回のコロナ禍で国の財政も大変逼迫してくるとなると、その辺のところの改善とい

うのは当面ちょっと見込めないのではないかという気がする。これについては国ももちろん対策を考えているんだろうが、我々としてもどこに重点を置いた政策を組んでいけばいいのか、この国の今の状況も踏まえてどうしていったら一番いいのかというあたりのところをぜひ教えて欲しい。

財政局次長

最も重要視しているところというのは、一般財源総額をきっちりと確保してくださいと、要するに税収プラス交付税をしっかり確保する、そのことによって私どもの行政運営を支障がないように財政を回すということができるところから一般財源総額の確保、これが最も重要であると、これはこれまでも強く求めてきたところである。委員御指摘のとおりコロナ禍、今年度あるいは来年度もあるので、恐らく国、地方合わせた大幅な税収減が見込まれるかと思う。その中にあっても、しっかりと一般財源総額の確保が図られるよう、しっかりと引き続き要望してまいりたいと考えている。

2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

- (1) 平成30年度北区区別計画の進捗状況について
- (2) 平成30年度中区区別計画の進捗状況について
- (3) 平成30年度東区区別計画の進捗状況について
- (4) 平成30年度南区区別計画の進捗状況について

概要

平成30年度の各区区別計画の進捗について、施策展開の方向性の項目に沿って説明があった。

【北区】

北区の区づくりの将来目標は、自然と共生し、歴史と文化が薫る賑わいと交流のまち北区と定めており、7つの施策展開の方向性について、次のように説明があった。

(方向性1：まちなかの魅力と賑わいの創出)

西川緑道公園周辺でのイベントや商店街活性化事業への支援がまちなかのにぎわい創出につながっている。県庁通りの快適な歩行空間の確保に向け道路の詳細設計を取りまとめるとともに、県庁通りデザインミーティング等を開催し地域や沿道事業者も一体となった魅力づくりを進めており、引き続き市民協働のもとでの取り組みを推進していく。

(方向性2：農村部、中山間地域の活性化)

就農相談や研修事業の実施、補助金の交付、地域の水路、農道等の維持管理に関する共同活動への支援、また農用地の保全と生産性向上のための基盤整備等の実施が農業者の確保につながっており、農業従事者の高齢化や減少が進む中、今後も担い手の確保や育成、農業経営力の向上に向けた支援を継続していく必要がある。御津・建部地域、牧山地区に導入した地域おこし協力隊については、3年間の任期を満了した3人全員が引き続き御津・建部地域に居住し、起業するなど地域活性化に寄与している。また、地域の課題解決に向け、地域の未来づくり推進事業に着手しており、今後も地域住民等の活動に対し必要な支援を行う。

(方向性3：企業立地の推進)

県との共同による空港南産業団地整備を行い、平成31年1月には公募を開始した。また、若者を中心とした人材の流出を防ぎ市内への定着を図るため、事務系職種の新たな雇用創出や市内既存工場等の設備投資等への支援を引き続き進めていく。

(方向性4：歴史・文化など多様な地域資源の再認識と活用・発信)

平成30年7月の豪雨災害の影響等により岡山城と岡山後楽園の春期、夏期の入場者数は前年度を下回ったが、連携イベントの開催や岡山の魅力を国内外に発信することにより秋期以降の入場者数は前年度並みに回復した。引き続き両施設への誘客促進を図っていくとともに、岡山城の常設展示の充実やワークショップ、歴史講座などを行い観光施設の魅力アップを図っていく。また、岡山歴史のまちしるべ設置事業においては、地域団体からの提案等により北区では15基を設置している。今後も岡山連携中枢都市圏をはじめ他都市との連携や地域への愛着や誇りの醸成を図る取り組みを進めていく。

(方向性5：まちなかから中山間地域まで、地域特性に応じた交通利便性の向上)

自転車走行空間や駐輪場の整備により自転車利用環境の向上に努めている。郊外へのアクセス路線の整備を進めるほか、引き続き中心部においては駐輪場整備を進めていく。また、市内中心部と周辺地域をつなぐLRT基本計画の策定に向けて沿線住民と意見交換会を開催し、さらに公共交通不便地域のうち御津・建部コミュニティバスや足守生活バスは利用促進のための運行改善の検討を行った。牧山地区や馬屋上・野谷学区では、地元組織とデマンド型乗合タクシーの導入に向けた検討を行った。今後も住民、事業者と一体となり地域特性に応じた交通利便性の向上に取り組んでいく。

(方向性6：持続可能で活力のある地域づくり)

区づくり推進事業や安全・安心ネットワーク支援事業等を通じて区民の自主的、主体的な地域活動が行われているほか、地域の特性に応じた健康づくり活動などを通して持続可能な地域づくりを進めている。こうした活動を継続、促進していくため、担い手育成への取り組みを推進している。

(方向性7：連携・協働による防災・減災、防犯力の高い地域づくり)

防災出前講座の継続的实施やハザードマップの配布、自主防災会組織率の増加に向けた支援事業の実施や地域防犯ボランティア団体への活動支援などに取り組むとともに、北区のまちづくり独自企画事業として足守地区で地域住民と防災訓練を行った。また、7月豪雨災害を踏まえ浸水対策のための施設整備、下水道施設の耐震化、長寿命化や道路防災危険箇所の調査を引き続き進めており、今後も計画的なハード整備を実施していく。

【中区】

中区の区づくりの将来目標は、ふれあいと活気にあふれ、快適で住む喜びに満ちたまち中区と定めており、5つの施策展開の方向性について、次のように説明があった。

(方向性1：交通利便性の向上)

都市計画道路下中野平井線等の幹線道路の整備を進めるとともに低床バスの導入補助を行い、バス利用環境の改善を図っている。引き続き鉄道やバスの利用環境の改善など、公共交通の利便性向上に向けた取り組みを進める。

(方向性2：豊かな自然環境の保全・継承)

保護団体等と連携してアユモドキの保護・啓発活動を実施するとともに、身近な生き物の里として認定している地域の活動を支援している。また、操山公園里山センターの講座等や公民館とタイアップした自然体験エコツアーの実施などにより、豊かな自然環境の保全と継承に向けた地道で継続的な取り組みを行っている。

(方向性3：地域資源の活用と発信)

区づくり推進事業などを通じて地域住民の創意工夫による各地区の特性を生かした地域づくりを支援しており、地域の歴史や特産物などの発信が進んでいる。また、岡山歴史のまちしるべ設置事業により備前八幡宮など2か所に案内看板を設置し、地域の資源の活用と発信の取り組みが広がっている。

(方向性4：多世代の交流・協働による地域づくり)

区づくり推進事業や安全・安心ネットワーク支援事業を通じて区民の主体的な地域交流、自主的な地域活動を支援するなどによりコミュニティの活性化を着実に進めている。また、大学の有する高い専門性の活用や若年層の地域づくりへの参加促進等を目指し区内にある2つの大学、短期大学と連携しており、区まちづくり独自事業では山陽学園大学・短期大学と連携して高齢者への健康・栄養指導相談を実施し学生の地域活動への参加や世代間の交流を図っている。

(方向性5：地域住民の手による防災・防犯力の向上)

自主防災会に対する資機材給付や地域防災マップ作成への支援を通じて区民の防災意識や防災力の向上を図るとともに、浸水対策として倉安川の河川改修工事等進めている。また、地域防犯については、防犯ボランティアへの講習等や防犯灯を設置する町内会への費用助成を実施しており、地域住民による防災・防犯力の向上が着実に進んでいる。

【東区】

東区の区づくりの将来目標は、いつまでも住み続けたい歴史が息づき愛着の持てるまち東区と定めており、6つの施策展開の方向性について、次のように説明があった。

(方向性1：地域資源をいかした魅力と賑わいづくり)

地域資源を生かした魅力に関しては、西大寺五福通りのレトロ・マルシェなど昭和レトロの町並みという資源を生かしたイベントや西大寺朝市の開催支援を行った。また、岡山歴史のまちしるべでは、東区管内4か所に新たに地域の歴史文化の由来等を紹介する案内看板を設置した。引き続き地域資源を生かした魅力づくりについて地域の方たちとしっかり話しながら取り組みを推進する。

(方向性2：多世代が交流・活動できる地域づくり)

平成30年度は地域に生息するダルマガエルの保護活動の紹介をした、とよふれあいまつりや6万人が来場した太伯振興梅まつりなど21の区づくり推進事業が実施された。各地域の住民が主体となり独自のアイデアによる地域づくりが進められており、成果を上げた。また、平成30年度から新たに地域おこし協力隊1名が千種学区に採用となり、地域活性化のため様々な活動を行っている。このほか地域の課題解決に向けコミュニティビジネスの視点で取り組む多様な主体による活動に対する支援、地域の未来づく

り推進事業、中山間周辺地域等稼ぐ力創出事業に東区は全地域が対象となっており、周知に努めるとともに、新たな取り組みを含めこれからの地域の担い手の確保、育成に取り組む。

(方向性3：企業立地の推進と持続可能な農業の振興)

企業誘致を図るための国への政策提言、要望を実施した。平成30年度の企業立地件数は東区では6件で、戦略的投資の支援1件と新産業ゾーン企業団地における企業用地の売却5件を行った。農業振興の面では、古都地区の主力商品の一つであるシャインマスカットの栽培、総力化に関する補助をはじめ3件の新技術の研究開発に支援を行った。今後も頑張る農業者の方々の声を聞きながら、必要な支援を行う。

(方向性4：交通利便性の向上)

美作岡山道路の整備をはじめ、主要地方道岡山赤穂線などの整備を着実に進めている。また、千種学区、角山学区におけるデマンド型乗合タクシーの運行など東区においても生活交通の確保策について関心が高く、地域住民及び交通事業者との連携による交通手段の導入に関する取り組みを推進する。

(方向性5：健やかに暮らせる地域づくり)

健康市民おかやま21推進事業としてウォーキング大会や健康まつり、健康教室など健康づくりの取り組みが充実するよう継続的に取り組んでいる。

(方向性6：安全・安心な地域づくり)

平成30年7月豪雨における被災箇所の復旧、災害防止のための事業を行っている。平成30年度末の自主防災会の結成団体数は全市では569団体、東区では173団体となっている。また、区まちづくり独自企画事業として歴史家の磯田先生、岡山大学教授の松多先生の講演による歴史から学ぶ防災シンポジウムを開催し約500人の参加があった。今後はさらに防災意識の高揚を図るとともに、各団体の声を聞きながら活動のサポートを引き続き進める。

【南区】

南区の区づくりの将来目標は、人・まち・自然が調和し、笑顔輝く実りのふるさと南区と定めており、6つの施策展開の方向性について、次のように説明があった。

(方向性1：地域で取り組む防災・防犯対策の充実)

南区は区域の過半が干拓地であり、河川の最下流という地勢などから浸水被害などのリスクが高く、防災対策は南区の課題の一つである。このため河川改修事業や雨水排水施設の整備、樋門改良などハード面の対策とともに高潮や浸水の危険が予測される場合には児島湖の管理者や水利権者と協力しながら水位調整を行っている。また、南区役所の独自企画事業として自主防災組織などが地域で実施する防災訓練をサポートする防災訓練ハンドブックの作成など、地域防災力を強化する事業を実施した。今後も引き続き関係機関や市民と協働し防災対策に取り組む。

(方向性2：活力のある農業の振興)

老朽化した水路の補修や建設から長年経過した広域農道千両街道の整備など農業用施設の長寿命化に取り組むとともに、鳥獣被害対策については防護柵等の補助や猟友会への駆除依頼などを行っており、引き続き実施する。

(方向性3：多様な担い手の参加・協働による地域活動の活性化)

コミュニティ活動推進備品の購入や地域の未来づくり推進事業、区づくり推進事業の経費の補助などを行った。区づくり推進事業では、各地域の住民が主体となり農業をテーマにした祭りや地域の防災対応力向上などの取り組みが全部で18事業採択された。今後も地域の活動が一層活発になるよう支援する。

(方向性4：地域の魅力の発掘・発信)

地域の歴史資産をPRする岡山歴史のまちしるべを南区内で4基設置するとともに、区づくり推進事業や地域の観光スポットなどをSNS等も活用して情報発信した。今後は特に若い世代への効果的なPRなども含め、地域の皆様に南区の魅力を広く知っていただけるよう取り組む。

(方向性5：交通の利便性の向上)

市街地に流入する交通の適切な分散、誘導による渋滞緩和などを目的とした市道藤田浦安南町線、外環状線の整備や主要地方道岡山児島線の道路改良を進めている。また、生活交通を確保するため迫川地域における乗合タクシーの利用促進について地域と連携し、料金設定の見直しや運行範囲の拡大などに取り組んだ。今後とも住民や事業者とともに交通利便性の向上に努める。

(方向性6：健やかに暮らせる地域づくり)

浦安総合公園などの大規模な公園や平成30年度に完成した福田緑道など緑道公園も活用したウォーキング大会など健康づくりを進めている。

【主な質問等】

委員

生活交通、身近な歴史や文化、防災についてはそれぞれの区が取り組んでいる案件もあるので、よく情報交換、連携して後期の計画に向けて対応していただきたい。

(5) 後期中期計画の策定について

概要

後期中期計画における区別計画の策定の考え方及びスケジュールについて、当局から次のように説明があった。

後期中期計画については令和7年度までの長期構想の下、前期中期計画の構成を踏襲し全市的な視点で政策・施策を体系的に整理した分野別計画と区の特性を生かしたまちづくりを進めるための施策を整理した区別計画の2本立てで策定する。

策定スケジュールについて、後期中期計画は当初令和3年2月定例会市議会での議案提出と示していたが、新型コロナウイルス感染症への対応や今後の状況を注視する必要があることなどから令和3年6月議会を議案提出の目標時期とすることを令和2年6月の総務委員会で報告している。区別計画については、分野別計画との整合性を図る必要があることから令和2年11月議会の各常任委員会で分野別計画の素案を議論した後、12月頃に区別計画の素案を示したいと考えている。その後、令和3年2月定例会市議会の各常任委員会で分野別計画の案を議論いただき、その後3月中に区別計画の案について示す予定としている。

このスケジュールに基づき分野別計画と区別計画をあわせて後期中期計画として令和

3年6月定例市議会での議案提出を目標として作業を進める。

説明後、各区協議会の座長を当委員会の委員から次のとおり選出した。

北区協議会：太田委員

中区協議会：三木委員

東区協議会：山田委員長

南区協議会：福吉委員

○令和2年10月28日（第7回）

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

会議の内容

1 大都市制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目について

概要

委員長から、本市の個別要望事項の作成方法について説明があった。

令和元年度までは、岡山市長から国への要望事項として提出されている「政策提言・要望事項」の中から項目を選定し、個別要望としていたが、今年度は、独自要望書の作成をしていない。

そこで、今年度は、岡山県市長会提出議案の中から、8月8日に開催された岡山市政懇談会の中で、議題となったものを中心に、議会と当局の歩調を合わせたいということもあって、事前に正副委員長のほうで以下の7項目を抽出した。

- ・ 合併推進債の適用期間の再延長について
- ・ 地方自治体の財政運営に必要な地方交付税額の確保について
- ・ 円滑な事業承継と創業支援の促進について
- ・ G I G A スクール構想の実現について
- ・ 保育士等確保のための、教育・保育にかかる公定価格加算の拡充について
- ・ 地域生活交通の確保について
- ・ 気候変動を踏まえた治水対策を強力に推進

これらの項目について、事業政策課長、財政課長、産業振興・雇用推進課長、就学課長、保育・幼児教育課長、交通政策課長、河川防災担当課長から資料により説明があった。

このうち、合併推進債の適用期間の再延長については、資料配付後、国の前向きな動きが当局宛てに入り、独自要望から除くこととし、残る6項目を単独要望項目として各政党に要望することとした。

【主な質問等】

委員

臨時財政対策債は速やかに廃止すべきと以前から言っているが、見込みはどうか。

財政課長

リーマンショック以降、地方財政の必要な財源確保のために、特に大規模自治体へ厚く配分される状況であるが、ここ数年の景気回復により大分減ってきている。

今回のコロナウイルス感染症により地方で国税が大幅に減少するであろうと見込まれているので、おそらく来年度については増額になると現段階では想定している。

○令和3年1月13日（南区協議会）

1 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（素案）」について

会議の内容

概要

岡山市第六次総合計画後期中期計画の区別計画の素案について、政策局から概要を説明した後に、南区役所総務・地域振興課より前期中期計画からの修正を中心に説明があった。

区別計画の構成、位置付け、区づくりの将来目標、区づくりの重視すべき視点については、前期中期計画を踏襲することとしており、変更はない。

前期中期計画と同様、平成27年国勢調査をもとに合計特殊出生率などを更新し、各区の将来人口を推計しており、南区では平成27年から令和2年ごろをピークに人口が減少していく見通しとなっている。また高齢化率も今後進んでいく見通しである。

前期中期計画からの主な修正点は、次のとおりである。

（概況）

- ・人口・世帯の項に外国人住民についての記載を追加
- ・地域資源の項に平成30年度末完成の福田緑道を追加

（現状と課題）

- ・防災・防犯の項について、南区は河川の最下流に位置し、その多くが干拓地という特性から津波、浸水害などへの対応が地域課題の一つとなっており、自主防災組織の結成促進とともに、防災について関心がない方に対する啓発の必要性について記載
- ・コミュニティの項について、住民同士の支え合い活動や地域の事業者との連携による防災訓練などの取り組みを記載するとともに、新たな課題として新型コロナウイルスの影響で地域のイベントや集会が中心になっている状況があることから、地域活動活性化に向けた支援を行う必要性を記載
- ・交通の項について、迫川地域で運行中のデマンド型乗り合いタクシーを参考に生活交通確保に向けた取り組みの必要性を記載

（施策展開の方向性）

- ・方向性1の地域で取り組む防災・防犯対策の充実では、平成30年7月豪雨災害を教訓として自主防災組織の結成促進のほか、災害時の要配慮者の避難計画の策定支援に取り組むことを記載。また、新型コロナウイルス対策としてマスク等の配備、体温測定、消毒、体調不良者のための専用スペースの確保などに取り組むとともに、親族・友人宅への避難や自宅での垂直避難について周知・啓発することを記載。さらに、南区の独自企画事業として子供たちが遊びを通じて楽しく学べる防災プログラムを実施することで、若い世代

に対する意識啓発を図る方向性を盛り込んでいる。

・方向性5の交通の利便性の向上では、迫川地域で運行中のデマンド型乗合タクシーのさらなる利用促進に地域住民及び運行事業者と連携して取り組むとともに、他の交通不便地域においても、日常生活に必要な交通手段の確保について検討していくことを記載

【主な意見等】

・南区の交通不便地域はまだ解消されていないので区づくりの一つとしての公共交通を捉え、現状を整理し、事業者ともよく話をして市民の利便性向上のために計画が途中で止まらないように実現してもらいたい。

・子供は防災について興味を持って学んでくれる。学校現場、就学前教育等、適切な形でプログラムを組み込んでもらい区全体の防災力向上のためをお願いしたい。

・各町内会で自主防災組織ができているが、災害の時には地元の町内会だけでなく、近くの町内会の自主防災組織とも連携するようなことも考えてもらいたい。

・区の概況図に甲浦，小串も入れてほしい。

・瀬戸内海国立公園という大きな自然資源を生かした具体的な施策を意識してもらいたい。

・浦安の浸水被害用下水管渠の工事についても、南区の市民は大きな期待をしているため浸水対策の中で謳ってもらいたい。

・緑道について、福田緑道，福成緑道など各緑道を整備しているが一体的な視点を持った整備がされていない。一体的に整備をすることで新たな魅力も生まれると思うのでそういう視点を持って検討してもらいたい。

○令和3年1月13日（北区協議会）

1 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（素案）」について

会議の内容

概要

岡山市第六次総合計画後期中期計画の区別計画の素案について、政策局から概要を説明した後に、北区役所総務・地域振興課より前期中期計画からの修正を中心に説明があった。

区別計画の構成，位置付け，区づくりの将来目標，区づくりの重視すべき視点については，前期中期計画を踏襲することとしており，変更はない。

前期中期計画と同様，平成27年国勢調査をもとに合計特殊出生率などを更新し，各区の将来人口を推計しており，北区では令和17年ごろから人口減少していく見通しとなっている。また高齢化率も今後進んでいく見通しである。

前期中期計画からの主な修正点は，次のとおりである。

（概況）

・地域資源の「歴史・伝統・文化」の項に，平成30年に「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」が日本遺産に認定されたことを追加

・区の概況図に新たにオープンした造山古墳ビジターセンター，整備が完了した空港南産業団地，今後整備予定の岡山芸術創造劇場について追加

(現状と課題)

・特色ある地域づくりの項に、区の特徴をいかしたまちづくりや地域課題の解決のため、区民と行政が区づくりの目標や課題を共有し、協働しながら地域の特色や魅力を生かしたまちづくりを推進していく必要があると記載

・交通の項に新たに馬屋上・野谷地区において、生活交通が導入されたことを追加

・コミュニティの項に、コロナ禍において様々な行動や活動が制限される中、地域の町内会活動も制限を受けていることから、感染防止対策をしつつ、地域活動の活性化に向けた取り組みを進めていく必要があると記載

・防災・防犯の項に、平成30年7月豪雨を初めとする集中豪雨等により、北区においても甚大な被害を受けたことから、災害に強い地域づくりを進めていく必要があると記載

(施策展開の方向性)

・方向性2の農産部、中山間地域の活性化について、人口減少や少子高齢化が進む中山間地域等において、地域おこし協力隊を活用して地域住民と協力しながら地域の活性化促進に取り組む方向性を新たに記載

・方向性3の企業立地について、空港南産業団地の整備完了に伴い内容の一部を削除し、今後は用地確保に向けた民間の動きを支援しながら企業立地を推進するという方向性を記載

・方向性4の歴史・文化など多様な地域資源の再認識と活用・発信について、北区にある様々な地域資源をいかした区まちづくり独自企画事業について記載

・方向性5の②まちなかと周辺地域をつなぐ公共交通等の充実では、公共交通利便性の向上や桃太郎線LR T化の取り組みについて、記載の一部を変更

・方向性6の持続可能で活力のある地域づくりについて、地域振興基金を活用した地域の未来づくり推進事業について記載し、地域住民をはじめとする多様な主体による地域の課題解決を支援し、中山間地域等の周辺地域の活性化の促進に取り組んでいく方向性の記載を新たに追加

・方向性7の②地域の防災・防犯力の強化では、自主防災組織の結成促進に加え、要配慮者の避難計画の策定支援等を通じて自主防災組織への支援強化を図り、組織の活性化を推し進める方向性の記載に改める。また、避難所内での感染症対策を実施するとともに、感染症に留意した避難行動がとれるよう市民に周知・啓発を行っていくことを記載。さらに、地域の防犯力強化に向けて、防犯灯に加え防犯カメラの設置支援を進めていくことを記載

【主な意見等】

- ・牧山地区の乗合タクシーも生活交通として入れてほしい。
- ・過疎地域自立促進特別措置法を十分活用して地域の活性化を図ることを入れてほしい。
- ・区の概況図に載っている河原邸を後期中期計画にも載せてほしい。
- ・区の概況図に最上稲荷を入れるよう検討してほしい。
- ・企業立地の推進の項に「用地確保に向けた民間の動きを支援し」とあるが、企業立地に対して岡山市自体が積極的に用地確保していくべきではないか。
- ・地方創生の推進といった大きなことを盛り込んでどうか。
- ・中心市街地のエリアは北区独特の文化だと思うが、各商店、特に夜の街はコロナ禍にお

いて想像以上に大きなダメージを受けている。これが1年2年では収束しないので、後期中期計画5年間の中で方向性をしっかり作っていかないといけない。もう少し踏み込んだ方向性や対策を盛り込んでいただけるように検討をお願いしたい。

- ・地域おこし協力隊は町中心部の導入はできないとのことだが、地域コミュニティや商業が持続不可能というところにも今後はもっと柔軟に活用できるよう盛り込んでほしい。

- ・交通に関する箇所には、令和3年4月から岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例が施行され、適正な環境で運転できるようにというヘルメットの着用とか保険加入が義務化されるので、それらの表現もきちんと入れたほうがいいのではないかと。

- ・地域の未来づくり推進事業は目玉事業なのだから、どういうふうに入力していくのか表現を工夫した方がよいのでは。

- ・空き家対策とか移住定住促進を北区として力を入れたらいいと思うので、その辺をどこかに記載してはどうか。

- ・コロナが北区の中心市街地に与える影響は大きいと思うので、どこかに盛り込めないか。

- ・方向性2の農村部、中山間地域の活性化の中に「地域外の人材の誘致」とあるのは、周辺地域に住む人間としては、中山間地域には有能な人材がいないから外から連れて来ないといけないかのような違和感を覚える文言だと思うので、表現を再考してほしい。

- ・中山間地域で生まれて育った人が1回外へ出てまた戻ってくるような、定住していただくような文言も含めてほしい。

- ・区別計画をあえて作るのだから、北区の特色をもっと出さないといけないのではないかと。北区はなかなか出しにくいところがあるが、これからは区の特色を深く掘り下げていくようなことは目指していく方向だと思うので、徐々にやって欲しい。

- ・区の概況図になぜ岡山城を書かないのか。

- ・後期中期計画が令和3年度から令和7年度までの計画であるならば、芸術創造劇場は入っていないといけないし、新庁舎のインフォメーションもあった方がよいと思う。

- ・北区にある市中心部は今後、駅前の開発などで結構変わるし、北区の圧倒的な特色は市役所と県庁があることと経済の中心であることだと思う。路面電車の延伸についても、どの辺りの延伸を計画しているのか、どういう利便性が向上するののかということも記載する必要があるのではないかと。

○令和3年1月14日（中区協議会）

1 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（素案）」について

会議の内容

概要

岡山市第六次総合計画後期中期計画の区別計画の素案について、政策局から概要を説明した後に、中区役所総務・地域振興課より前期中期計画からの修正を中心に説明があった。

区別計画の構成、位置付け、区づくりの将来目標、区づくりの重視すべき視点について

は、前期中期計画を踏襲することとしており、変更はない。

前期中期計画と同様、平成27年国勢調査をもとに合計特殊出生率などを更新し、各区の将来人口を推計しており、中区では人口は横ばいが続き、令和17年ごろから減少していく見通しとなっている。また、高齢化率は今後進んでいく見通しである。

前期中期計画からの主な修正点は、つぎのとおりである。

(概況)

- ・地域資源の「歴史・伝統・文化」の項について、令和元年に約50年間に及ぶ百間川の改築工事が完了し、また、倉安川・百間川かんがい排水施設群が世界かんがい施設遺産に登録されたことに伴い、これらのことについて追加記載

- ・地域資源の「主な市の出先機関」の項では、公民館について、平成29年度末で中央公民館が廃止され、平成30年4月に操山公民館が開館したことに伴い、中央を削除し、操山を記載

- ・区の概況図についても中央公民館を削除し、操山公民館を新たに記載

(現状と課題)

- ・コミュニティ、市民協働の項では、地域住民の日常生活の困りごとを解決する仕組みの構築など、地域での主体的な取り組みが進んでいることから、暮らしやすい地域づくりに向けて地域住民による助け合いの仕組みづくり等、主体的な課題解決の取り組みが進んでいることを記載。また、中区まちづくり独自企画事業として、山陽学園大学との連携協定に基づき、看護学部の学生等による高齢者の健康チェック等を実施していることから、高齢者の健康チェック等を追加記載。さらに、新型コロナウイルス感染症により市民の様々な活動が停滞する中で、新型コロナウイルス等の感染症を正しく理解し、適切な感染防止対策のもと地域活動の活性化に向けた取り組みを進めていく必要があると記載

- ・防災・防犯の項では、平成30年7月豪雨を踏まえ、台風に加えて「平成30年7月豪雨等の」という表現を追加

(施策展開の方向性)

- ・方向性4の②多様な主体との協働による地域活性化の項では、区内にある二つの大学との連携を踏まえ、その専門性をいかしつつ、学生の地域活動への参加を促進し、多世代の交流による地域活性化を図るという方向性を記載

- ・方向性5の①地域防災力の向上の項で、災害時の要配慮者の避難計画の策定を支援する。また、避難所の過密を防ぎ、いざというときに安全な避難行動が取れるよう避難所に限らず、親族・友人宅への避難や自宅での垂直避難の検討等について周知・啓発を行う。さらに、避難所内の感染症対策として、マスク、非接触型体温計等の配備、体調不良者のための専用スペースの確保、定期的な清掃、消毒等の実施という方向性を記載

- ・方向性5の③地域防犯の項では、防犯カメラの設置等を支援すると記載

【主な意見等】

- ・避難所の感染症対策は重要。今のスペースでは足りないので避難所を増やす方向性や感染症対策を応援できるグッズなど考えてほしい。

- ・具体的な土地利用をどうしていくかの意思表示が計画の中にはないが、必要ではないか。

- ・立地適正化計画で地域拠点にしていくのが東岡山駅付近になっているが、高島駅につい

でも議論するべき。

・コロナ禍で地域行事もできず、立て直しは大変。地域コミュニティの活性化のところでは、アフターコロナも見据えた行政として、その地域の結びつきの支援強化とか地域活動の支援強化について、もう少し強いメッセージを入れ込んでもらいたい。

・避難行動について「避難所に限らず、親族友人宅への避難や自宅での垂直避難の検討等について周知・啓発を行います」と書くと、避難所に行かなくてもいいようにとられかねない。例えばホテル、宿泊所などの分散避難といった言葉も入れてもらいたい。

・倉安川・百間川かんがい排水施設群が世界かんがい施設遺産に登録されたことを方向性3の地域資源の活用と発信の中にも入れてはどうか。

・百間川や倉安川は、伝統文化だけではなく現役の排水施設なので、そのことも書けないか。津波浸水対策のところにも百間川の排水の具体的な強化などもあっていいのでは。

・空き家対策活用の具体的な事例も中区にはあるので盛り込んで表現できないか。

・土地利用を踏み込んで明記してほしい。中区と北区は2035年まで人口増加が予想されると書いてあるのに一律にコンパクトシティを目指し、住むべき場所や住むべきではない場所を設定していくのはおかしい。区の中でも濃淡があるので、フレキシブルにやってほしい。

・ミニ開発の増加について記載があるが、中区に住みたい人間が増加している以上、今の農地法の運用ではどうにもならない。地域全体が同意したら調整区域が外れて優良な宅地ができるような取り組みが求められているので、一歩進めて書いてほしい。

○令和3年1月14日（東区協議会）

1 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（素案）」について

会議の内容

概要

岡山市第六次総合計画後期中期計画の区別計画の素案について、政策局から概要を説明した後に、東区役所総務・地域振興課より前期中期計画からの修正を中心に説明があった。

区別計画の構成、位置付け、区づくりの将来目標、区づくりの重視すべき視点については、前期中期計画を踏襲することとしており、変更はない。

前期中期計画と同様、平成27年国勢調査をもとに合計特殊出生率などを更新し、各区の将来人口を推計している。東区ではすでに人口減少が進んでおり、減少が続く見通しとなっている。また高齢化率も今後進んでいく見通しである。

前期中期計画からの主な修正点は、つぎのとおりである。

（概況）

- ・人口世帯について、外国人住民が占める割合を記載
- ・地域資源について、倉安川吉井水門が令和元年に世界かんがい施設遺産に登録されたことから「歴史・伝統・文化」の項に追加
- ・区の概況図に倉安川吉井水門、美作岡山道路と瀬戸インターチェンジ、令和3年度中に移転予定の上道地域センターと上道公民館を追加

（現状と課題）

・特色ある地域づくりの項について、地域振興基金を活用した地域の未来づくり推進事業など、周辺地域の活性化対策は今後の区別計画の焦点となることから「地域固有の魅力ある資源をいかす取り組みを、市民を初めNPOや企業等の多様な主体と協働して進めることが求められている」旨、平成30年度から行っている東区まちづくり独自企画事業について、身近なまちづくりや地域課題の解決に取り組むという施策展開の方向性及び課題の認識についての二つを追加

・人口・コミュニティの項では、新型コロナウイルス感染症への対応があるので、これからのコミュニティ活動に対する課題として記載

・交通の項では、地域住民の買い物や通院など日常生活に必要な移動手段の確保を目的に、地元組織を運営主体とした新たな生活交通として、千種地区のモモタク、角山地区のツノタク、城東台草ヶ部地区のぐるりんがデマンド型乗合タクシーの形態により運行されており、今後もこれらの取り組みをさらに進めていく必要があることから、追加等をしている

・防災・防犯の項については、平成30年7月豪雨を踏まえた内容に変更している
(施策展開の方向性)

・方向性1の地域資源を生かした魅力とにぎわいづくりについて、犬島に整備予定の超高速ブロードバンド基盤について追加。また、地域の未来づくり推進事業と平成30年度から千種地区で活動している地域おこし協力隊について、地域活性化の施策としての2点を追加

・方向性6の②地域の防災・防犯力の強化の項で、平成30年7月豪雨災害も踏まえ要配慮者の避難計画の策定支援について追記。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難について記載

【主な意見等】

- ・大前提として、現状課題を踏まえての計画になっていない。
- ・人口減の分析がない。社会増が東区だけない理由を整理せずして計画策定はできない。
- ・東区の人口減の理由は明白、必要な対策も想定できる。
- ・東区は製造業が多いが、製造業の集積や新しい企業の進出をさらに進める取り組みがない。
- ・既存の企業を支えていく取り組みが少ない。
- ・道路整備が貧弱。それによって企業進出も既存の企業の競争力も阻害されている。みちづくり政策と産業振興の関係をしっかり協議して計画に反映させてほしい。
- ・中区の取り組みにあるように東区でもIPUとの連携を計画に位置付けるべき。
- ・山南義務教育学校について地域で学んでいく取り組みが必要。
- ・義務教育学校や地域協働学校について、教育委員会もだが政策局や区役所も支えていく意識が大事。
- ・防災について当たり前のことしか書いていない。もっとより地域で困っていることを盛り込むべき。
- ・平成30年7月豪雨の記載について、吉井川で起こった噴砂のことなどの記載がない。南海トラフ地震の液状化等という表記では伝わらない。
- ・歴史文化について東区は水との闘いの歴史。その観点であれば大廻小廻山城跡、浦間茶臼山古墳も入る。水運の歴史、津田永忠の開拓などの歴史を踏まえないといけない。
- ・連携中枢都市圏構想について東区は瀬戸内市、備前市、赤磐市と連携できる場所。具体的

な事業を盛り込んでいくべき。

・瀬戸地域とひとくくりをしているが、千種地区と江西地区では違う。ひとくくりで表現すると大事なことがぼやける。

・農業施策についての掘り下げが不十分。西大寺は岡山市内の小麦の生産割合が9割ある。このことを踏まえて施策に入れてほしい。

・犬島では道路が狭くて家が建てられない。人口を増やす政策が必要。

・水害で下流域が浸かるのが当たり前というのではだめだ。堤防などをどうするかなど具体的なことは何も書かれていない。細かい問題点を掘ってほしい。

・瀬戸 I C 付近の企業立地について、農業振興地域と国営かんがい排水事業の制約に何らかの手は打っているのか。

・政策局は岡山市全体の政策をしっかりと掘ってほしい。

・人を増やしていくのが大事であることは共通認識。高齢化する集落をどう維持していくのか、現状をどう支えるのかという視点がない。

・瀬戸地域でも色々な地域がある。モザイク状になっている現状に対して一律の網をかぶせるような表現では本質が見えなくなる。書き方について工夫をしてほしい。

・山陽道のアクセスについては重要なポイントなので明記は必要。

・地域資源の項目で、文化歴史の大廻小廻山城跡、東大寺瓦窯跡などは公有地化が全部できておらず何も動いていない。観光、地域活性化につながる活用を進めるべき。日本遺産は東区にひとつもない。浦間茶白山古墳などはしっかり PR していく必要がある。

・区づくりという表現だが区で区切るというのは違和感がある。

・地域別の計画があったほうがもっと地域づくりが進んでいく。

・市として核となる新たな事業を検討し、計画に載せる必要がある。

・地域の様々な行事を通じた多世代の交流とあるが、これからの時代にはあてはまらない。行事が負担になっている地域もある。現状と課題の捉え方、施策の展開の方向性についても踏み込みが弱いと思うので、検討してほしい。

・地域と協働する子育て施策や空き家を使った家賃補助などの若者支援、大学生の相談窓口を区役所につくるような身近な施策が必要。

・今後の高齢化対策としてコミュニティソーシャルワーカーなどの施策が必要。

・地域交通にもっと予算をかける必要がある。

・東区で新型コロナウイルスのクラスターが発生したときは差別を感じた。もっと人権に配慮したまちづくりを進める必要がある。

・ベル串田など東区出身・地域の先人の文化について顕彰していく必要がある。

・SNSなどをつかった情報発信をもっと進めるべき。

○令和3年3月16日（第8回）

1 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

(1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（案）」について

会議の内容

1 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

(1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（案）」について

概要

当局から、令和3年1月に開催された各区協議会での意見やパブリックコメント（令和2年12月28日から令和3年1月27日まで分野別計画とともに実施）などを踏まえて修正した岡山市第六次総合計画後期中期計画「区別計画（案）」について説明があった。

【北区区別計画（案）】

（概況）

- ・地域資源の項の「歴史・伝統・文化」について、歴史文化遺産として最上稲荷を追加してはという北区協議会での意見を踏まえ、最上稲荷を追加。
- ・区の概況図では、最上稲荷を新たに追加。また拡大図に既に記載していた岡山城を全体図の中にも追加。

（現状と課題）

- ・交通の項について、令和3年1月から牧山地区でも生活交通の運行が開始しているという北区協議会での意見を踏まえ、運行地区に牧山地区を追加。

（施策展開の方向性）

- ・方向性2の農村部、中山間地域の活性化について、「地域外の人材の誘致」という表現についての検討をという北区協議会での意見を踏まえ、「人材の誘致」の記載に修正。
- ・方向性3の企業立地の推進について、市も積極的に用地確保を図っていくべきであるという北区協議会での意見を踏まえ、「用地確保に向けた民間の動きを支援」という表現から「確保できるように努める」表現に改める。
- ・方向性5の③中山間地域での生活交通の確保に牧山地区を追加。
- ・方向性6の①多様な力をいかした地域づくりについて、地域振興基金の目玉である地域の未来づくり推進事業の表現を工夫してはという北区協議会での意見を踏まえ、当該事業についての記載であることが明確になるよう表現を追加。

【中区区別計画（案）】

（施策展開の方向性）

- ・方向性5の①地域防災力の向上について、避難所の過密を防ぐためや避難所へ行くことがかえって危険を伴う場合もあることから、従前避難所に限らず親族、友人宅への避難や垂直避難の検討等を周知との記載をしていたが、中区協議会での避難所に行かなくてもよいと受け止められかねないとの意見を踏まえ、「市民にはハザードマップ等で安全を確認した上で」との表現に改める。

【東区区別計画（案）】

（現状と課題）

- ・人口・コミュニティの項では、東区協議会での東区での人口減少についてもっと記載する必要がある、との意見を踏まえ、「特に高齢化率が高いという人口構成の特徴により、自然動態は大幅な減少が続いている。また、社会動態は日本人が減少する一方で外国人が増加している」との記載を追加。
- ・産業・農業の項について、東区協議会での東区の農業生産について具体的に示す必要があるとの御意見を踏まえ、「特に小麦の作付面積は県下で約7割を占めている」との記載を追加。

(施策展開の方向性)

・方向性1の地域資源を生かした魅力とにぎわいづくりの項について、北区と同様、「地域外の人材の誘致」のうち「地域外の」を削除し、「人材の誘致」の記載に改める。

【南区区別計画（案）】

(概況)

・地域資源について、南区協議会において瀬戸内海国立公園など南区には豊かな自然や美しい景観があり、もっと活用してはという意見を踏まえ、「日本で最初の国立公園として指定された」などの記載を追加。

・概況図は、児島半島を分かりやすく修正。

(現状と課題)

・交通の項では、公共交通は南区において大きな課題であり、利便性向上への取り組みを盛り込んでどうかという南区協議会の意見を踏まえ、「周辺地域を運行するバス路線が減便となるなど、公共交通の維持・改善が課題となっている」との記載を追加。

(施策展開の方向性)

・方向性1の地域で取り組む防災・防犯対策の充実の項①津波、浸水対策について、岡南エリアなど市街地で浸水対策が進んでいることから、市街地等での雨水幹線整備について記載。

・方向性4の地域の魅力の発掘・発信の項に瀬戸内海国立公園の記載を追記。

・方向性5の交通の利便性の向上の項にサイクル・アンド・バスライド駐車場の整備を追記するとともに、地域の移動ニーズを把握し、公共交通の維持改善に取り組むことを新たに記載。また、交通不便地域の対策として、迫川地区のデマンド型タクシーの運行改善に取り組むことを記載。

【主な質問等】

委員

桃太郎線LRT化の取組推進の記載について、今後の状況が不透明だがこのままでいいのか。

都市整備局次長

区別計画は5年を見据えた計画であり、桃太郎線LRT化の取り組みを推進していきたいという考えは変わっていないので、このような記載にさせていただいた。

委員

コロナについては当面考えていかないといけない課題だと思う。ウィズコロナ、アフターコロナの考え方を上位計画に記載し、スムーズな運営ができるよう整理してほしい。

計画担当課長

コロナについては、分野別計画に記載している。どのように実施していくかは具体の展開において各担当局で考慮しながら進めていきたい。

本特別委員会調査報告書の最終的なとりまとめについては、正副委員長一任となった。

ま と め

人口減少・高齢化の深刻化やグローバル化の進展による国際的な都市間競争の激化など、社会構造が変化している中で、本市を始めとする指定都市は、住民にもっとも身近な自治体（基礎自治体）として一般の市と同様の行政サービスの提供に加え、都市圏における中枢都市として広域的な効果をもつ行政を行い、都市圏の他の自治体を牽引する役割を担っている。

また、指定都市は、地方自治法の「大都市に関する特例」という規定によって、一般の市では都道府県が行っている事務の一部を、指定都市の事務として行っている。これにより児童福祉・生活保護・母子保健・食品衛生など市民の健康や福祉に関する多くの事務について、総合的かつ迅速な行政サービスの提供が可能となったり、また、都市計画や区画整理事業についても、市レベルでの地域の実情に応じたまちづくりを進めたりすることができる。市域を複数の行政区に分けて区役所を設置しているのも指定都市の特徴であり、区役所は住民票の交付や国民健康保険など、日常生活に密着した多くの行政サービスを提供するとともに、地域コミュニティの拠点となり、市民参加によるまちづくりが活発になっている。

今後も、道路や下水道などの都市基盤の維持・更新や、福祉・医療・介護を始めとする社会保障制度の向上などへの対応といったさまざまな都市が抱える課題に対し、都市行政の最先端都市として全国をリードする役割を期待されている。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と経済が過度に東京に集中するという東京一極集中の課題を改めて顕在化させたが、指定都市はこうした様々な課題に効果的に対応し、それぞれの都市圏を活性化することができる仕組みが求められている。

一方、指定都市では、人口や産業の集積、高次な都市機能や産業の高度化をはじめ、市民生活の安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政負担など、大都市特有の財政需要の増大が財政の圧迫につながっているが、指定都市の実態に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることが原因で、自主財源による歳入確保が困難な状況であり、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合致した税財政制度の構築が急務となっている。

こうしたことから、これまで指定都市市長会及び指定都市議長の連名により、政府及び関係機関に対して、「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」、また各政党に対しては「指定都市行財政問題懇談会」などの機会を通じ、提案・要望活動を毎年行っている。

本市においても、指定都市移行後はこの活動へ参加をし、関係各位へ提案・要望を行ってきているところである。

本特別委員会は、これらを踏まえ、「1 大都市制度に関する調査」「2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査」の2つの付議事件について、本市の現状や課題等を当局から聴取するとともに、先進都市等への行政視察を実施し、調査・研究をしてきた。あわせて、指定都市特有の課題に対応すべく機会を捉えて政府・関係機関等へ要望活動を行ってきた。

以下、それぞれの調査事件に沿って調査結果の概要を報告する。

1 大都市制度に関する調査

本特別委員会では、指定都市市長会及び指定都市議長の連名により毎年行っている「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について、また各政党に対して行っている「指定都市行財政問題懇談会」の要望項目について検討を行い、関係各位へ要望活動を行った。

(1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

本提案は、昭和47年から、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について、指定都市市長・議長の連名により、要望活動を実施している。

国の施策及び予算に関する提案事項

令和元年度	令和2年度
① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
② 大都市税源の拡充強化	② 大都市税源の拡充強化
③ 国庫補助負担金の改革	③ 国庫補助負担金の改革
④ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	④ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
⑤ 多様な大都市制度の早期実現	⑤ 多様な大都市制度の早期実現
⑥ 子ども・子育て支援新制度を始めとする子ども・子育て支援の充実	⑥ 子ども・子育て支援の充実
⑦ インフラ施設の長寿命化対策	⑦ 「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実
⑧ 学校における働き方改革の推進	⑧ インフラ施設の長寿命化対策
⑨ 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	⑨ 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策
⑩ 義務教育施設等の整備促進	⑩ 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立
⑪ 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	⑪ 介護保険制度の円滑な実施
⑫ 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充	⑫ 学校における働き方改革の推進
⑬ 下水道施設の改築への国費支援の継続及び国土強靱化のための財源の確保	⑬ 義務教育施設等の整備促進
⑭ 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実	⑭ 下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保
⑮ 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	⑮ 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置
	⑯ 新型コロナウイルス感染症対策の推進

(2) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）及び政党別指定都市行財政問題懇談会について

本要望は、大都市行政を総合的に進める上で不可欠な税財政の充実を目的に、昭和38年度から活動を始めている。毎年、中・長期的な観点から税財政制度の改正に関して各指定都市市長・議長の要望をまとめている。税財政関係担当課長会議（7月）を経て、財政担当局長会議（8月中下旬）において要望書案及び要望運動の進め方を決定。その後、各市において市長・議長による意思決定（9月中旬）を行った後、10月中下旬に幹事市の市長・議長による内閣府、総務省、財務省、各政党への要望活動を行う。並行して、税財政関係特別委員長会議を開催（10月中下旬）し、要望運動の進め方について協議、決定した後、税財政関係特別委員長による要望活動を地元選出の国会議員へ行う。その後、税財政関係特別委員会委員により各政党別に執り行われる指定都市行財政問題懇談会において、青本要望とあわせて各市個別の要望事項について要望活動を行っている。

本特別委員会においても、令和元年度、2年度ともに山田委員長が、税財政関係特別委員長会議に出席した後、岡山県選出の国会議員に対して要望活動を行い、特に、直接要望書を渡すことができた議員には、詳細な説明を行い、熱心に要望内容をお聞きいただいた。

また、その後、各政党別に執り行われる指定都市行財政問題懇談会に本特別委員会委員等が出席し、青本要望とあわせて本市個別の要望事項について要望活動を行った。

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望事項

令和元年度	令和2年度
① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
④ 国庫補助負担金の改革	④ 国庫補助負担金の改革
⑤ 国直轄事業負担金の廃止	⑤ 国直轄事業負担金の廃止
⑥ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	⑥ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
⑦ 消費・流通課税の充実	⑦ 消費・流通課税の充実
⑧ 所得課税の充実（個人住民税）	⑧ 所得課税の充実（個人住民税）
⑨ 所得課税の充実（法人住民税）	⑨ 所得課税の充実（法人住民税）
⑩ 固定資産税の安定的確保	⑩ 固定資産税の安定的確保
⑪ 定額課税の見直し	⑪ 定額課税の見直し
⑫ 税負担軽減措置等の整理合理化	⑫ 税負担軽減措置等の整理合理化
⑬ 国庫補助負担金の超過負担の解消	⑬ 国庫補助負担金の超過負担の解消
⑭ 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施	⑭ 地方債制度の充実

各政党との指定都市行財政問題懇談会にあわせて実施した岡山市個別要望事項

令和元年度	令和2年度
① 商店街共同施設（アーケード等）及び商店街区店舗の老朽化に対する財政的支援について	① 地方自治体の財政運営に必要な地方交付税額の確保について
② 円滑な事業承継と創業支援の促進について	② 円滑な事業承継と創業支援の促進について
③ 市街地再開発事業の促進について	③ G I G Aスクール構想の実現について
④ 公共交通の機能強化について	④ 保育士等確保のための、教育・保育にかかる公定価格加算の拡充について
⑤ 路線バスの維持について	⑤ 地域生活交通の確保について
⑥ 子ども・子育て支援に係る財政措置の継続について	⑥ 気候変動を踏まえた治水対策を強力に推進
⑦ 教育・保育にかかる公定価格加算の拡充について	
⑧ 県・市施行の河川・海岸・港湾の改修及び砂防関係事業の推進について	
⑨ 国直轄管理河川改修の推進について	

近年における社会情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっている。これに対し、税制・財政上の十分な措置がなされていないことなどにより、都市財源の更なる確保は極めて厳しい状況となっている。さらに、平成30年7月豪雨をはじめ、全国で自然災害が頻発しており、復興費用、防災・減災対策の一層の推進に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活や地域経済を守るために多額な費用が見込まれるなど、自治体の財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中でも、指定都市は圏域における中枢都市として、日本経済の再生と地方創生の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また少子・

高齢化対策，都市の活性化，社会資本の長寿命化，防災対策，新型コロナウイルス感染症対策等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要がある。

特に，新型コロナウイルス感染症対策については，地域によって都道府県・市町村の事務分担の領域が異なることや，対策において抱える課題も様々であることがより鮮明になり，現行の都道府県及び市町村から成る二層制による地方自治制度ではなく，地域の実情に応じた多様な地方自治制度の必要性が高まっているといえる。今後の感染拡大や新たな感染症対策への備えを万全にするため，国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で，適切な財源が措置される必要がある。

令和2年11月に行われた大阪都構想の住民投票は，今後の大都市制度のあり方を検討する上で様々な論点を提起した。指定都市としての権限を最大限発揮するためには，大阪府と大阪市の広域行政を一元化するための条例，視察を行ったSENAのような広域的な連携，特別自治市制度など，国，他都市等の様々な動き，制度，枠組みを研究し，それらを最大限に活用していかなければならない。

また，地方財政の安定的な運営のためには，議会と市当局が両輪となり，国や関係機関等への提案・要望活動や協議を継続実施し，必要な地方財源を確保するとともに，都市税源の充実を図ることにより，大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要である。

2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査

(1) 区別計画について

本特別委員会では，岡山市第六次総合計画後期中期計画（計画期間令和3年度から令和7年度まで）の策定に向け，同計画中の区別計画に関する調査を行った。

まず，前期中期計画（計画期間平成28年度から令和2年度まで）の各区区別計画の平成30年度進捗状況について，区づくりの目標と施策展開の方向性の項目に沿って説明があった。各区それぞれに文化や歴史など，地域の特性があり，またそれに応じた魅力がある一方で，課題も様々あるため，一つずつ着実に取り組む必要がある。ある区で先進的に取り組まれている好事例があれば他の区，あるいは4区で相談しながら後期中期計画の策定についても考えてもらいたいとの意見があった。

また，生活交通，身近な歴史・文化，防災については各区が共通で取り組んでいる案件でもあるので，よく情報交換し，本局になるところともしっかり連携して対応することを後期中期計画に盛り込んで欲しいとの意見や新型コロナウイルスの影響を踏まえたものにしていくよう要望があった。

次に，後期中期計画における区別計画の策定の考え方及びスケジュールについて当局から説明があった。説明の内容は次のとおりである。

後期中期計画については令和7年度までの長期構想の下，前期中期計画の構成を踏襲し全市的な視点で政策・施策を体系的に整理した分野別計画と区の特性を生かしたまちづくりを進めるための施策を整理した区別計画の2本立てで策定すること，後期中期計画区別計画策定の考え方については，区の概況，現状と課題，区づくりの将来目標，区づくりの重視すべき視点，施策展開の方向性から構成されており，そのうち区づくりの将来目標及び区づくりの重視すべき視点は前期中期計画を継承する。概況，現状と課題及び施策展開の方向性は，各区におけるこれまでの取り組みを踏まえ分野別計画との整合性を図りながら必要な見直しを行う。策定スケジュールについては，後期中期計画は当初令和3年2月定例市議会での議案提出予定であったが，新型コロナウイルス感染症への対応や今後の状況を注視する必要があることなどから令和3年6月議会を議案提出の目標時期としている。

本特別委員会では，後期中期計画区別計画の素案について，各区の概況，現状と課題について当局から説明を受け，より多くの議員の意見等を反映することができるよう，各区選出議員による協議会を開催し，各区が抱える固有の課題に関する調査を行った。

北区協議会での主な意見としては，中山間地域等への人材の誘致に関する記載や企業立

地の推進に関する記載について表現を修正してはどうかとの意見があった。

中区協議会では、地域防災力の向上に関する部分のうち、避難所の過密を防ぐためや避難所に行くことがかえって危険を伴う場合の避難行動に関する表現が、避難所に行かなくてもいいととられかねないとの意見等があった。

東区協議会では、人口減の分析（自然動態・社会動態）、農業政策の掘り下げ、歴史・文化資源の活用に関する記載などの修正を求める意見等があった。

南区協議会では、主に公共交通の維持改善について市民の利便性向上を求める意見等があった。

各区の協議会開催後、パブリックコメント手続を経て、協議会での意見等を踏まえ、本特別委員会に区別計画の案が示され、委員会として了承した。

子どもの成長を支える環境や高齢社会の到来に向けた支え合いなど地域の果たす役割は今後益々重要となる。各区における特徴的な課題に対し、特性を生かしたまちづくりを進めるため、今後もこの計画に基づいた政策・施策の進捗状況等を注視するとともに、継続的な課題等の検証が求められる。

(2) 中心市街地のにぎわい創出に関する調査について

本特別委員会では、宇都宮市の取り組みを視察し、中心市街地のにぎわい創出に関する調査を行った。

宇都宮市においては、JR宇都宮駅東側のLRT整備やJR宇都宮駅東口のまちびらきに向けた取り組みを着実に進めているとともに、LRTの西側延伸の検討に取り組んでおり、令和2年3月に「第3期中心市街地活性化基本計画」を策定するなど、今後の中心市街地の活性化に大いに期待が高まる場所である。宇都宮市の中心市街地においては、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の状況ではあるが、商店街通りにおけるオープンカフェのほか、空き店舗への出店促進等、官民一体となって取り組んだ結果、空き店舗は減少し、居住人口や夜間の通行量が増加傾向にあり、街なかの賑わいが戻りつつあるとのことであった。

本市では、街なかのにぎわいと回遊性向上のため、様々な取り組みを進めている。

まず、旭川河畔を含む旧城下町エリアでは、岡山芸術創造劇場の開館に向けた地域連携イベント、旭川を活用した魅力づくり、岡山城天守閣の耐震化に併せて展示のリニューアル等の大規模改修などのにぎわい創出に向けた事業が挙げられる。

また、岡山駅周辺エリアと旧城下町エリアとの回遊性向上を図る県庁通りの1車線化、路面電車の岡山駅前広場への乗り入れ事業、延伸・環状化の測量や予備設計等も進められている。

一方、バス路線の再編や桃太郎線LRT化については、コロナ禍により計画の策定等が中断しているが、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を鑑みて、対応していくこととなっている。

これからの人口減少や少子高齢化社会に対応し、都市機能の集約を図るためには中心市街地活性化を進めて行く必要があるが、単ににぎわいの創出のみを目的とした単発のイベントのような取り組みだけでなく、日常的な方策なども今後は検討が必要になる。

新型コロナウイルス対策により、テレワーク、オンライン会議などの働き方改革や「新しい生活様式」が浸透し、都市部を離れて地方で暮らすことなど、地方への関心が以前にも増して高まりつつある。コロナ禍は、地方創生の推進に向けた新たな人の流れを創出する好機と捉え、中心市街地の活性化、にぎわい創出を進めていく必要がある。

以上、調査結果の概要を報告してきたが、当局においては、本特別委員会が出された意見、要望等について、行政課題として強く認識していただき、今後のまちづくりに対する取り組みを展開し、鋭意努力されることを切に要望するとともに、議会においても、引き続き時宜を捉えて国に対する要望活動を行っていくなど積極的な取り組みを進めることが求められていることを強く認識し、調査報告書とする。